

平成 28 年第 5 回ニセコ町議会定例会 第 2 号

平成 28 年 6 月 23 日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 陳情第 1 号

「介護報酬の再改定を求める意見書」の陳情

(総務常任委員会報告)

- 4 陳情第 2 号

地方財政の充実・強化を求める陳情書

(総務常任委員会報告)

- 5 陳情第 3 号

JR 函館本線における運行ダイヤの是正を求める陳情書

(総務常任委員会報告)

- 6 陳情第 4 号

「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた

高校づくりの実現を求める意見書」の採択を求める陳情書

(総務常任委員会報告)

- 7 陳情第 5 号

「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、『30 人以下学級』の

実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2017 年度国家予算編成に

おける教育予算確保・拡充に向けた意見書」の採択を求める陳情書

(総務常任委員会報告)

8 一般質問

9 議案第 1 号

請負契約の変更について

(平成 28 年度ニセコ町幼児センター増築工事(建築主体工事))

10 議案第 2 号

請負契約の締結について

(ニセコ町簡易水道電気計装更新工事)

11 議案第 3 号

請負契約の締結について

(ニセコ町特定環境保全公共下水道ニセコ町下水道管理センターの建設工事

委託に関する協定の締結)

12 議案第 4 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について

13 議案第 5 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することの協議について

14 議案第 6 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更することの協議について

15 議案第 7 号

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更することの協議について

16 議案第 8 号

町税条例の一部を改正する条例

17 議案第 9 号 平成 28 年度ニセコ町一般会計補正予算

18 議案第 10 号

平成 28 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算

19 決議案第 2 号

2026 年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の札幌招致に関する応援決議

(ニセコ町議会議員 青羽雄士 外 3 名)

20 議案第 11 号

平成 28 年度ニセコ町一般会計補正予算

21 議員派遣の件について

22 閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

23 意見案第 2 号

介護報酬の再改定を求める意見書

(ニセコ町議会議員 青羽雄士 外 3 名)

24 意見案第 5 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

(ニセコ町議会議員 青羽雄士 外 3 名)

25 意見案第 6 号

JR 函館本線における運行ダイヤの是正を求める意見書

(ニセコ町議会議員 青羽雄士 外 3 名)

26 意見案第 5 号

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた

高校づくりの実現を求める意見書

(ニセコ町議会議員 青羽雄士 外 3 名)

27 意見案第 6 号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の

実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2017 年度国家予算編成に

おける教育予算確保・拡充に向けた意見書

(ニセコ町議会議員 青羽雄士 外 3 名)

○出席議員(10 名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1 番 木下 裕三 | 2 番 浜本 和彦 |
| 3 番 青羽 雄士 | 4 番 斉藤 うめ子 |
| 5 番 竹内 正貴 | 6 番 三谷 典久 |
| 7 番 篠原 正男 | 8 番 新井 正治 |
| 9 番 猪狩 一郎 | 10 番 高橋 守 |

○出席説明員

- | | | |
|----------------|-------|-------|
| 町長 | 片山 健也 | |
| 副町長 | 林 知己 | |
| 会計管理者 | 千葉 敬貴 | |
| 総務課長 | 阿部 信幸 | |
| 総務課参事 | 佐藤 寛樹 | |
| 企画環境課長 | 山本 契太 | |
| 企画環境課参事 | 金井 信宏 | |
| 税務課長 | 芳賀 善範 | |
| 町民生活課長 | 横山 俊幸 | |
| 保険福祉課長 | 折内 光洋 | |
| 農政課長・農業委員会事務局長 | | 福村 一広 |
| 国営農地再編推進室長 | 藤田 明彦 | |
| 商工観光課長 | 前原 功治 | |
| 建設課長 | 黒瀧 敏雄 | |
| 上下水道課長 | 石山 康行 | |

財政係長	川埜 満寿夫
監査委員	斎藤 隆夫
教育委員長	日野浦あき子
教育長	菊地 博
学校教育課長	加藤 紀孝
町民学習課長	高瀬 達矢
学校給食センター長	高田 生二
幼児センター長	酒井 葉子

○出席事務局職員

事務局長 佐竹 祐子
書記 中野 秀美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(高橋 守君) ただいまの出席議員は 10 名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(高橋 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、議長において、6番、三谷典久君、7番、篠原正男君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長(高橋 守君) 日程第2、諸般の報告をします。

地方自治法第 121 条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、佐藤寛樹君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、金井信宏君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、財政係長、川埜満寿夫君、監査委員、斎藤隆夫君、教育委員長、日野浦あき子君、教育長、菊地

博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、高瀬達矢君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、以上の諸君です。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 陳情第1号から日程第7 陳情第5号

○議長(高橋 守君) 日程第3、陳情第1号「介護報酬の再改定を求める意見書」の陳情から日程第7、陳情第5号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2017年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の採択を求める陳情書の件まで5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

青羽総務常任委員長。

○総務常任委員長(青羽雄士君) おはようございます。それでは、早速委員長報告をさせていただきます。

陳情第1号から第5号までございますが、内容のほうは割愛させていただきます。

去る6月17日の本会議におきまして当委員会に付託されました陳情第1号から陳情第5号までの5件は、陳情第1号「介護報酬の再改定を求める意見書」の陳情、陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める陳情書、陳情第3号 JR函館本線における運行ダイヤの是正を求める陳情書、陳情第4号「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の採択を求める陳情書、陳情第5号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2017年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の採択を求める陳情書を6月20日、全委員出席のもとに総務常任委員会を開催し、慎重審議した結果、その願意を妥当と認め、別紙報告書のとおりそれぞれ採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 守君) 報告が終わりました。

これより陳情第1号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより陳情第1号「介護報酬の再改定を求める意見書」の陳情の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第2号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める陳情書の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第3号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより陳情第3号 JR函館本線における運行ダイヤの是正を求める陳情書の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第4号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第4号 「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の採択を求める陳情書の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第5号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第5号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2017年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の採択を求める陳情書の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎日程第8 一般質問

○議長(高橋 守君) 日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

猪狩一郎君。

○9番(猪狩一郎君) 先般通告いたしましたふるさと納税制度について質問いたします。

今全国的にふるさと納税制度を利用し、年間 10 億円以上集めている自治体もありますが、緊迫した町財政の一助になるよう、本町も本格的に導入を検討してみたいかと思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。きょう一日よろしく願いを申し上げます。ただいまの猪狩議員のご質問にお答え申し上げます。

ニセコ町では、本町に思いを寄せ、まちづくりを応援したいという声に応えるべく、国のふるさと納税制度が始まる以前の平成 16 年9月にニセコ町ふるさとづくり寄附条例を制定し、寄附制度の運用を開始しております。今般の国のふるさと納税は、本来支払うべき税金が寄附金として控除され、さらにその額に応じて返礼品をもらうことができるなど、税の根幹、根本理念と相入れない極めて異例な制度であります。近年は、どこの自治体が幾ら集めたのか、あるいはどこの自治体の返礼品がお得なのかという豪華な返礼品合戦の様相を呈しており、高級自動車まで購入できる商品券を発行する自治体まであられるという状況になっております。本来の税のあり方から相当逸脱した状況が見られておりますことは、まことに残念なことだと思っております。

住民税は、その自治体の教育や医療、福祉、さらにはまちづくりを進める根幹をなす自治体にとって生命線という重要な税金です。それが他の自治体への寄附によって失われるということは、自治体の財政計画が見通せないなど、自治体経営にも将来大きな影響が生じてくるものと思います。私は、税は自治体にとっても、また住民の皆さんにとっても神聖なものであると考えております。税務課や担当部署にあつては、税の公平性を担保するため、500 円、1,000 円とご家庭の負担をいただき、納税を奨励し、1件1件積み上げてきているものでございます。滞納して一度に払えない方には、毎月の分納をお願いし、わずかであっても納付いただく努力を職員挙げて地道に行ってきたものでございます。経済的に豊かな納税者の住民税が控除されて、加えて返礼品というお土産がつくというのは、住民みずからがつくる自分たちのまちづくりの原資、税制、納税というものの信頼を揺るがすことにならないかと危惧しているところでございます。

また、これまで各地域において社会奉仕を基軸に頑張ってきた小さな財政基盤のNPOや福祉団体などは、その多くを寄附金で賄ってきこられる実態があります。ご寄附があつても、自治体のようにお返し品を贈る余力もなく、運営経費に全額充てているという団体も多く存在をしています。こうした団体への寄附は、ふるさと納税施行後減少傾向にあり、苦悩している実情との声も聞いております。見返りを求めるものではないという寄附本来の意義をも損なうものになる可能性は否定できません。また、この制度による税の控除により、国全体の税収を大きく減少させ、さらにその自治体固有の住民税を

全国の自治体間で奪い合うという現象となっております。このような制度が本当に我が国の経済や地方創生にとって有効な手段であるのか、将来を見据えた冷静な対応が必要ではないのかというのが私の率直な考えであります。

しかしながら、どんな制度であれ、現在マスコミにもてはやされ、多額の寄附収入を得ている自治体も多くあることも事実であります。華美にならないような地域の特産品をお礼として贈ることやニセコ町に来ていただけるような仕組み、また心や情報でつながるふるさと住民票などの諸制度も含めさらに検討し、まちづくり町民講座等で住民の皆さんのご意見もお聞きする中から制度設計をしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 町長さんから答弁ございましたように、私もやはり当初は特産品だとか、そういう特典目当てのふるさと納税は制度の趣旨に違反しているのではないかなということでございましたが、いずれにせよ昨年度も北海道は3.5倍にもなっております。全国的には4.3倍ぐらいになっていて、1,652億9,000万円ぐらい、事実動いているのが現状なのです。それで、返礼品はいかがかなと僕も思ったのですけれども、ある意味で考えてみますと振興策として地元のものをPR、特産品などのPRができますし、それから何だかんだいっても金井参事がやっている今の自治創生の中の一助になるのではないかなと思っているのですけれども、その点を含めてはいかがなものかなと思っていますけれども。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 議員おっしゃるとおり、地域振興という側面やニセコ町を対外的にPRする大きな一つの機能というふうなことは私どもも理解しておりますので、昨年からその制度設計、いろんな点を検討しています。また、現在構想日本というところがふるさと住民票という制度をつくって、実際に動かしている自治体もありまして、こうしたものと連動する中から、心のつながりや、あるいは地域の我が町にもたくさんの特産品ありますので、それらを華美にならない程度にお返しすることも含めて現在検討しておりますので、なるべく早い時期にまた議員の皆様ともご協議させていただいて制度をつくってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 守君） 猪狩議員。

○9番（猪狩一郎君） 我々も、去年から1番になっております十勝管内の上士幌町へ伺って、去年ですか、15億幾ら集めて、二、三年、この辺では3.5倍ぐらい集めているのですけれども、勉強させていただきたいと思いながら30日、1日と行ってきますけれども、15億円集めて、幾ら返礼品に使っているか、あるいはまた地域にどのぐらい役立っているものなのか。それをニセコに合わせた場合、第三者

で何か会を立ち上げるというか、そういう検討委員会みたいのをつくっていただいて、そして総合的にやってみてはどうかと思うのですけれども、いかがなものでしょう。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 住民の皆さんの中にも多様なご意見があるというふうに承知しておりますので、当面手始めにまちづくり町民講座等を開いて広く皆さんの意見交換する中から制度設計等を考えてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 守君) 次に、青羽雄士君。

○3番(青羽雄士君) 通告どおり1点お伺いいたします。

新たな財源についてという件名になっております。今年度の町政執行方針で、将来のまちづくりのために自主財源の確保を図る必要があり、各使用料や手数料の見直しと新たな目的税の創設に町長は言及されています。それで、これら見直し等、導入に向けて検討されていることと思いますが、それぞれの内容、進捗状況、導入時期についてお伺いいたします。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 青羽議員のご質問にお答えいたします。

使用料、手数料のうち使用料につきましては、町民センターや有島記念館などの文化、コミュニティー施設、野球場やテニスコートなどのスポーツ施設、道の駅ニセコビュープラザや町営牧場などの産業振興施設、墓地や火葬場といった環境衛生施設などと対象となる施設の目的や用途、使用状況などがさまざまであり、各担当部署に個別に見直しを進めるよう昨年指示をしているところでございます。ごみ処理手数料などの手数料についても同様ですが、見直しに当たってはまずは歳出の効率化を図り、単に財源確保を目的にするのではなく、町民に対する各種の減免制度や観光系ごみの負担のあり方などを含めた受益と負担のバランスの適正化という観点も考慮しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。また、本件とは別に消費税の引き上げに伴う見直しも必要なことから、このたびの国による消費税率引き上げの再延期の時期も踏まえ、町民の皆さんの生活に支障を来すような急激な負担増につながらないように配慮してまいりたいと考えております。

また、新たな財源として目的税の創設につきましては、現在ニセコ観光局が中心となり、倶知安町とともにニセコエリアとして統一的な対応ができないかということで検討を進めているところでございます。今後倶知安町や総務省などの関係機関とも協議するとともに、税の取り扱い対象事業者の皆様のご意見も聞きながら制度設計を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 守君) 青羽議員。

○3番(青羽雄士君) ただいまの答弁で使用料についてのご説明については理解したつもりではおりますが、その中でも例えば料金の見直し、わかりませんけれども、例えば水道料金を今度上げるよだとか云々だとか見直しますよというときには、なるべく早目に町民のほうに周知徹底をしてあげることが親切でないかなと思っております。

私の本来のこの質問も、どちらかといえば目的税についてお聞きしたかった部分でございます。それで、観光局、これは倶知安町との2町の協議で行われているものだと思っております。その中で目的税ということを導入するか云々をいろいろと勉強したりされているというふうに伺っておりますけれども、目的税につきましても以前にお聞きした部分では例えばリフト税だとか宿泊税ですとか、そういった言葉が出てきたのですけれども、今の答弁の中には一切そういった言葉は出てこなかったと。それで、導入時期も全く検討されていないような状況、今回の町長の行政報告の中身を見ましても、観光圏での協議というのはかなりされているように思うけれども、観光局での協議というのが少ないように思われる。その中で、本当に目的税導入のためにいろいろと話が進んでいるのか、ただ言葉だけひとり歩きさせておいて期待、不安を寄せているのか。ですから、お聞きしたいのは、目的税、観光施設整備をするための観光税なのか、それとも環境、ニセコは環境モデル都市としてうたっていますから、環境整備のための環境税というものを主眼に置いているものなのか、その辺ぐらいまでは少し説明があってもいいのではないかと思いますので、町長の所見をお伺いいたします。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず最初に、町民に早く知らせるよにということで、それは最大限そういうこととなるべく詳細にお知らせを積み重ねてまいりたいというふうに思います。

また、目的税であります、現在観光局のメイン事業として2つ課題を設けておりまして、1つはニセコ雪崩ルールの周知徹底ということが1本であります。それと、もう一点は、目的税の内容精査ということでありまして、この中で倶知安町長と検討するということにしておりますのは、1つは阿寒町で入湯税を引き上げて、それを観光に使っております。入湯税、それから事業者さんから提案がありましたリフト税、そして今般大阪でも導入しております宿泊税であります。この目的税としましては、現在3つの税についてどういう扱いをするかというのがメインの事業になるかというふうに思います。現在観光局につきましては、会長が倶知安町長で事務局が倶知安町ということで動いておりまして、また倶知安町と調整しながら、現在こししの目的としてこの2本の事業を進めるということにしておりますので、また協議の場設けてまいりたいなというふうに思っております。また、それと同時に、これまで倶知安町との意見交換の中では倶知安としては観光をメインに目的税を検討したいというふうに町長さんから聞いており

まして、私どもは観光と同時に、例えば観光客の皆さん来られるとごみ処理も当然伸びて経費がかかりますので、こういった環境も含めた観光と環境を基盤とした用途にするような形での制度設計を行ってまいりたいというふうに思います。また、熟度上がる都度、また町民の皆さんや議会議員の皆様とも協議させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それと、もう一点、ことし実は消費税の引き上げを予定していたこともあって、消費税との連動ということを考えて、今回予算の多くについては手をつけずにおりました。また、消費税が延びたものですか、これらの負担の時期であるとか、消費税が実際にかかってきたときの負担感とか、そういうものを全体的に見直しながら、また協議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 青羽議員。

○3番（青羽雄士君） それでは、3点目、簡単に済ませますけれども、全くタイムスケジュール等というのは、例えば平成30年度までには何とか導入する方向で進めたいだとか、手続上、ちょっと調べていましたら事前に総務大臣と協議して同意を得なければならないとか、そういった仕組みになっていると思うのですけれども、総務省なりそっちのほうには全くまだ相談も、プランもまだできていないというような状況なのだと把握しております。それで、先ほどの目的税ですけれども、2町での協議というような、あくまでもそういったことなのだろうと思いますけれども、流れによっては町単独でも考えていますというようなことがあるのか、あくまでも観光面で何とか施設整備等で目的税を利用したいのだということであれば、観光局の2町だけではなく、観光圏というふうに認定されている以上、蘭越との絡みだとか、そういったものには全く関係ないと思われるのか、その点だけ伺いいたします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 1点の目的税の関係であります、リフト税につきましては、ニセコ山系としてリフトも共通リフト券等を持ってユナイテッドというところでやっておりますので、これらとの関係がありますので、2町、倶知安町とも連携をとったほうがいいというふうに現在のところ考えております。ただ、今後またさらに協議は進めますが、宿泊税についてはその熟度とタイムスケジュール等が合わなければ、これは町単独ということも考えております。それから、入湯税につきましては、なかなかいろんな悩ましい問題ありますが、蘭越町さんもかなり温浴施設ありますので、それらにつきましてはまた意見交換しながら、統一でできるものか、あるいはそれぞれのところがそれぞれ分けてやるか、その辺はまた個別的な事情によって検討してまいりたいと思います。ただ、タイムスケジュールにつきましては、来年やるとかというレベルではないと思いますので、そこは住民の皆さん、特に事業者の皆さんのご意見

も伺ってまいらなければならないので、制度設計の概要が出た段階でその辺の精査を行って意見交換してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

(「町単独でやる思いは、考えはあるのか」の声あり)

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 失礼しました。

その話し合いの内容によっては、町単独でやる考えも持っております。よろしくお願いをいたします。

○議長(高橋 守君) 次に、斉藤うめ子君。

○4番(斉藤うめ子君) 通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1件目、子どもの医療費助成を高校生まで拡大することについて。子どもの医療費助成制度は、保護者が安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一環として子育て世代の大きな励みであり、大変重要な施策の一つと考えます。ニセコ町は、平成22年4月1日より中学生までの医療費助成を拡大し、無料化してきましたが、この医療費の無料化を高校生まで拡大し、さらなる子育て支援の充実を図るべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

現在ニセコ町ではこども医療費の支援として、所得制限はありますが、中学生までの入院、通院、歯科、調剤の医療費の全額または一部を助成しております。また、国の定めている定期予防接種についても町の負担において実施をしているところでございます。ご質問いただきました高校生までの医療費助成の拡大につきましては、国が地方自治体に科している無償化した場合の国庫補助金の減額というペナルティー措置の今後の動向を踏まえるとともに、関係機関との調整、実施方法や将来的な財源の確保などの課題を整理して、実施する方向で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 守君) 斉藤議員。

○4番(斉藤うめ子君) ただいまの町長の答弁から、実施する方向で検討しているということで、大変心強く思っております。1点目、実施する方向でという大変曖昧なものなのですが、時期とかそういうこともちょっとお答えしていただきたいなと思っているのですが、今中学生まで全面的に助成しております。子どもというのは、子どもの定義ですが、一応18歳まで、法律的にも18歳までになっているようです。子どもの医療費助成というのは、親の気持ちとしては何よりも子どもが健やかに育ってほしいという気持ちが皆さんあると思います。高校生になっても、何か心配なときはすぐに病院

にかかれる。お金がかかるからということで経済的な問題によって本来必要とされる治療が受けづらくなるということは、非常にこういうことがあってはならないと思いますので、高校生、今 16 歳から 18 歳までの子どもたちの医療費助成ということは早急に検討していただきたい。時期についても最初に申し上げたように検討していただきたいなと思っております。そして、子どもたち全国的に、子どもたちはだんだん、小学校入学未満までは非常にお金がかかるのですけれども、小学校、中学校になるに従って医療費の割合というのはそんなに、減額していきますので、負担がどのくらいになるのか、現在 16 歳から 18 歳までの子どもの人数、ニセコ町の人数、それからどのくらい負担を予想されるのか、その点を伺いたいと思います。3 点です。いつごろを予定しているのか、それから子どもの数と、それから費用です。その 3 点について今伺いたいと思います。

○議長(高橋 守君) 折内課長。

○保健福祉課長(折内光洋君) それでは、斉藤議員のご質問に答えます。

まず、いつというご質問でございますが、この部分につきましては町長の答弁のように国の動向が非常に動いてございます。先ほど言いました減額調整措置の部分につきましては、廃止の方向から最終的な結論を本年度いっぱいに出したいという方向でありますので、この動向を含め、来年度以降検討、本年度検討しまして、来年度以降の実施に向け検討していきたいと思っております。

それと、子どもの数ということで、大変申しわけありませんが、今私のほうで高校生まで、18 歳まで医療費を拡大した場合の試算として、これは平成 26 年度の試算となっておりますが、医療費で大体 136 万円、これに伴います事務費につきましては 19 万円ということで、約 150 万円から、その年によって医療費変わりますが、そのくらいの経費を試算として出しております。

人数につきましては、手元にちょっと資料がございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○議長(高橋 守君) 斉藤議員。

○4 番(斉藤うめ子君) 子どもの高校生の人数なのですけれども、私の手元にある資料としてはことしの 1 月 29 日現在の 16 歳から 18 歳までの子どもは 139 人になっています。そして、今お話の中で来年度以降の実施というふうにおっしゃっているのですけれども、来年度以降というのは平成 29 年度ということ、今 28 年度ですから 29 年度以降を考えていらっしゃるというふうに、ですから年内のうちにそれを検討して来年度から実施できるようにというふうにとってよろしいものでしょうか。

ちょっとつけ足しですけれども、その質問のほかに、再度申し上げますけれども、子どもの医療費、安心して医療を受けられるということは非常に重要なことですし、自治創生の観点から、若い世代が地元に着定する助けというのですか、可能性も広がることも考えられますし、ニセコ町のイメージ、まだ後志管内では 4 町村、5 町村ですか、先月の新聞に出ていたと思うのですけれども、ご存じだと思います、5

月の 27 日に。まだ6町村ぐらい、高校生まで助成しているのは6町村ぐらいなのですけれども、ニセコ町も助成することによってニセコ町のイメージも非常によくなるのではないかな、子育てに非常に優しい町として評価されるのではないかなというふうに私は思っています。

○議長(高橋 守君) 折内課長。

○保健福祉課長(折内光洋君) いつまでという先ほどのご質問ですけれども、現在私どもも実施の方向に向けては進めておりますが、関係機関、医療機関ですとか、まず斉藤議員も質問しました高校生への拡大、これが高校生でいいのか、他町村で行っています 18 歳までがいいのか、またこれが高校生と 18 歳、例えば働いている方、それらをどうするかとか、検討事項が多々ございますので、それらを今後精査して、来年度の実施の方向で動いていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) これまで中学生までの医療費無料化するときに、それは高校までできないかということも検討してきております。ただ、現在でもいってみれば子どもたちの医療費を町単独でやることについて国が交付金、補助金を減額しているというような実態であります。いってみればペナルティーを受けていると。高校生まで拡大すると現在の制度ですとさらにまた補助金が減額されるということでありまして、全国町村会あるいは北海道町村会においてもこの減額というのはおかしくないかということで、国に対して是正のお願いをずっと要望しております。これを受けて、国でも今これの廃止にいかるかどうかの検討を国内部で行っておりまして、これが減額措置がなくなるということであれば本当にやりやすいのでありますが、これらの動向を見ながら、できるだけ早い段階で実施するということで検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 守君) 次の質問。

○4番(斉藤うめ子君) 2件目、ニセコに求められる公共トイレのあり方について。ニセコは今や世界有数な国際観光都市として、観光客の増加とともに、2026 年冬季オリンピック・パラリンピック競技会場候補地としてその期待も高まっています。しかし、どんなにすばらしい観光地であっても、トイレが快適でなければ、その印象は台なしにならないとも限りません。そこで、ニセコの公共トイレの現状とあり方について町長の見解を伺います。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) ただいまのご質問にお答え申し上げます。

ニセコ町へは年間約 170 万人の方が来訪されており、町民皆様のご協力のおかげで年々増加傾向となっております。特に近年ニセコの注目度が高まっており、大変ありがたいことだと思っております。

ただいまご指摘いただきましたニーズが多様化する観光地としての満足度の指標において、公共施設の利便性、快適性が大きなウエートを占め、公共用トイレの整備や適正な維持管理は大変重要であるというふうに考えております。町では各部署において改善の必要性を踏まえて、道の駅のトイレの改修などこれまで随時実施してきており、現在はJR北海道に対してニセコ駅のトイレ改修を依頼し、協議を行っているところでございます。今後とも適宜改善を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(高橋 守君) 斉藤議員。

○4番(斉藤うめ子君) 町長の答弁で適宜改善を図っているということなのですが、町長はニセコの全体の公共トイレを利用されたことはありますか。どのくらい利用して、その印象がどうであったか、ちょっとお聞きたいと思っています。それから、女性のトイレを見たことがありますか。私の印象では、ニセコ町には14カ所、これ建設課から資料をいただきまして、大変参考になっているのですが、この資料は結構というか、ちょこちょこ間違っているところがありますので、建設課のほうで訂正してください。今現在ニセコ町には、私がここで言っている公共トイレというのは、独立している、例えば町民センターとか役場についている中のトイレではなくて、一応トイレとして独立している。そういう意味でニセコビュウプラザなんかは、隣接しているけれども、一応トイレ棟というのがありますので、公共トイレの中に入れていただいているのですけれども、ニセコ町にこの資料によりますと14カ所あって、そのうちの2カ所、農村公園トイレが利用休止になっていることと、それから有島記念館と、それから五色温泉のあたりですか、閉鎖中ですから、ニセコ町には10カ所トイレがあることになります。

これ私何回か見に行ってきました。そうしましたら、印象としてばらばら感というのは、それは建設された時期が違いますので、非常にばらばらというか、観光地として今後これでいいのかなという印象をすごく感じました。そして、全体的に、私の印象ですけれども、ちょっと暗い感じがして、一人で行くにはちょっと怖い感じがするところとか、それから全部申し上げたら切りがないので割愛しますが、ニセコは観光地ですから、冬特に利用するところとか、夏集中的にするところとか、いろいろと違ってきます。そうすると、アンヌプリトイレなんかは、先日行ってきましたけれども、周りが草ぼうぼう生えていたりして、中は非常によくできているのですけれども、誰もいないけれども、明かりがこうこうとついている。ああいうところも一人で入っていくのはちょっと怖い感じがしました。一番新しいトイレ、アンヌプリトイレなんかは男女共用になっていて、分かれていないのです。男女一緒になっていて、これが新しいやり方かなと思いました。全般的に見て、一生懸命トイレ少しずつ部分的に改修とかよくするように努力していることは感じられるのですけれども、既にもう建ててしまったものというのはすぐには変えられないので、難しい面もあるかと思いますが、これ見てみますと和式と洋式の割合は、今洋式に

随分変えてきていますので、大体1対1.5くらいです。一番一生懸命力入れているのはニセコビュープラザのトイレではないかなと思います。この数なのですから、全部で54個、トイレの数ですから、54なのですから、その中でニセコビュープラザのトイレの中の3カ所だけがウォシュレット使っています。女性のトイレの数も11個あって、そして男性のほうは小用はたくさんあるのですけれども、1個ずつというふうに、こういう割合は非常にいいなと思いました。

それと、もう一つ、これはニセコという、私はあえてこの質問にニセコというふうに出したのは、要するにニセコ町ということだけではなくて、観光地、観光客がメインですけれども、途中に例えばチセヌプリトイレだとか、蘭越町とか共和町とか、それから道が設置しているところもあるのです。でも、ニセコ町、非常に微妙なのですから、ニセコというエリアとして観光客は捉えると思いますので、これ提案なのですから、ニセコ観光圏というのがあると思うのですけれども、今3町で2014年発足で2018年までの計画ですか、こういう世界が選ぶニセコマイエクストリームという計画があるのですけれども、この中でトイレに関して書いてあるところは、トイレというのはあえて何もなかったのですけれども、建物とかいろんなことが挙げられていますけれども、この中に最低でも3町で合同してトイレを検討する協議会とか設置することがすごく大事ではないかなと思いました。

それと、トイレだけではなくて、郵便局の前の隣のトイレです。これは本通小公園トイレという名称あるのですけれども、トイレの問題だけではなくて、入り口の電気が壊れている。そういうところが何カ所あるようです。私が指摘されたのは、たまたまお掃除している方が出会って、そこを指摘されたのですけれども、これも非常に大事なことでないかなと思っています。それから、大橋のところは、これは商工観光課が委託されているそうですけれども、振興局ですか、ニセコ大橋は振興局、道のものなのですね、たしか。違いましたか、ここに資料に書いていないのですけれども。それから、場所によってはそんなに多くなかったのですけれども、お掃除は割とよくされていたようです。でも、同じところが汚れているところも何カ所か、いつも汚れているところもありました。

ちょっと順序が前後してしまって申しわけないのですけれども、ニセコの全体が連携してトイレの問題を、要するにトイレのあり方の検討協議会、こういうものを立ててはどうかというふうに私は提案したいなと思っています。というのは、いろいろと資料を見ていく中で、京都市なんかは日本を代表する観光地ですから、その検討委員会というのも徹底的にやっています。京都市だけでなく全国の自治体です。東京都の区もありますけれども、トイレに関するそこを徹底的に、専門家を入れた研究会とかというのを立ち上げて、検討会というのを立ち上げていますので、そういう点について町長どういふに、今後どのように考えられるかお伺いします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長(片山健也君) 資料が違っていたということで……

(「資料が違ってましてね、数がこれ、私何回も確かめに行きました」の声あり)

○町長(片山健也君) 後で数につきましては、我々の調査しているのがありますので、大卒について後で担当のほうからご説明させていただきます。

最初ご質問ありました公共トイレは使っているかということですが、結構頻繁に行くたびにのぞいてきてはおります。ただ、女性トイレにつきましては、日常的に入ることは行っておりませんので、改修あったときに、ビュープラザとニセコ高校の改修に当たっては許可を得て一緒に担当の者と見させて、女性の方先導して、いないこと確かめて見たことはあります。全体的なことで研究会立ち上げたらどうだということですが、視点としては大変いい視点で、私も地域のトイレが汚い町はだめな町だと率直に思っておりますので、いかにきれいな清潔なトイレを維持管理していくかということではないかと思っておりますが、小さい町で協議会も今たくさんそれぞれのところで持っている実情でありますので、現在実態調査していますので、それらを踏まえて改善に向けて鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

あと、担当のほうからトイレの状況について総括等をご説明申し上げます。

○議長(高橋 守君) 前原課長。

○商工観光課長(前原功治君) 個別のトイレの件について何点か説明をさせていただきたいと思います。

まず、アンヌプリの駐車場のトイレのことで議員のほうからご指摘ございましたが、電気がつきっ放しになっている。決してつきっ放しではなくて、あれは自動感應式でございまして、入り口に立つと電気がつくという仕組みになっております。それと、共用になっている、男女共用だというふうに言われておりましたが、あそこは男女別のつくりになっております。それと、ビュープラザにつきましても、ウォシュレットについては3基というふうに先ほどご指摘いただきましたが、4カ所の設置をさせていただいております。

それから、観光圏のほうでトイレ等についてのものが入っていないというようなご指摘をいただいております。今回観光圏の事業については、基本的にはソフト事業がメインの事業計画ということになっておりまして、ハード事業については書き込みがされておられません。ですので、トイレ等の整備というようなものについては観光圏の整備計画には入っていないというような状況でございます。

それと、大橋のほうのトイレについては、観光課ではなくて建設課のほうの管理ということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(高橋 守君) 佐藤参事。

○総務課参事(佐藤寛樹君) これらに関連しまして、町有財産を管理する所管部署としてお答え補足したいと思います。

学校等の文教施設を除いた不特定多数の方が利用するニセコ町の公共トイレの所管状況ですが、建物などの施設内にある部分が18カ所、屋外施設が14カ所、計32カ所となっております。現在これらの衛生状態、器具等の不備、施設周辺的环境など、通常の維持管理に加えて、設備の充実化や老朽化による抜本的な見直しを含めて各部署において点検を進めているところでございます。それで、なお斉藤さんが先ほどお持ちの表、全課で点検調査をいたしました。後ほどそういった内訳が入っている資料をご提供したいと思いますので、改めてご確認いただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長(高橋 守君) 斉藤議員。

○4番(斉藤うめ子君) 先ほどのお話とちょっと重なる部分があるかもしれませんが、世界のニセコという限りはトイレというのは非常に大事です。その地域の文化のレベルがはかられるものだと思うのです。ですから、部分的に修理していくというのも一つの、トイレを全面的に改修するというのは非常にお金のかかることです。すぐにはできないというか、予算を見積もらなければならない大変なことだと思いますけれども、例えば電球が壊れたとか、そういうところはすぐに修繕していただきたいなと思っているのですけれども、そのほかに、これは先ほども申し上げたように、ニセコ町のトイレを見ていただくとばらばらです。それは、やむを得ないと思います。建てた年月とかいろいろながありますので。ですから、私が申し上げたのは検討協議会です。協議会を、ニセコの観光エリアで検討会を立ち上げるという方向で呼びかけたらいかかなというふうに私は考えています。

それと、今回のトイレで非常に感じたことは、男女の不平等さです。これは、時代がおくれている。その件も非常に考えていただきたい。男性には小用がたくさんあって、割合です。便器の数だとか。女性は男性よりも着脱に時間がかかる。そこをそういうものも全部検討した上で、これは協議会がもしできたときに徹底的に検討していただきたいのですけれども、そういうことも非常によく考えて検討していただきたい。

それで、もう一つだけ、ビュープラザです。和式トイレの中に、水が漏るということで雑巾のようなものを全部ひっかけているのですけれども、あれはちょっと見苦しいので、何か検討していただきたいなと思うことと、それから便座シートが使っていないのにそのまま置いたままになっているのです。必要なれば取り除くとか、何かそういうことをよく見て検討していただきたいなというふうに思っています。ぜひ

町長、トイレのことに關してはニセコ町だけではなくて關係しているニセコエリア全部で共同で検討していただきたいと思います。

○議長(高橋 守君) 前原課長。

○商工観光課長(前原功治君) ただいまのご質問についてでございますが、水漏れということでございますが、水漏れということではなくて、この時期どうしても湿度が高くて配管に結露水がたまりまして、それが天井のほうから落ちてくるということで、あちらの委託管理をしております観光協会のほうでそれが落ちてこないようにということで布巾等を管に巻いているということで、それがちょっと見苦しいというところでございますので、やり方等については今後もう少し検討してまいりたいと思います。便座シートの取り扱い等についても同様に検討してまいりたいと思います。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 広域の協議会でニセコエリア全体のトイレを検証して対応したらどうかという趣旨かというふうに思います。広域観光圏等で幹事会等ありますので、そのときにでも話題提供させていただいて、意見交換させていただくことから始めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(高橋 守君) 次に、三谷典久君。

○6番(三谷典久君) 通告に従って、2点質問します。

まず、初めは、JR在来線存続のためにです。この質問の趣旨を述べます。函館本線の今回の減便ですが、在来線存続に負の影響を及ぼすものだと思います。今後在来線存続に向けてニセコ町の取り組みをさらに充実させる必要があると思います。その場合に、在来線の役割の再評価を共有して、それを存続に向けての運動の基盤とする。そしてまた、町長の在来線存続に取り組む意思を確認したいというところにあります。

まず、1番、ことし3月のJRダイヤ改定で函館本線長万部倶知安間の減便は、北海道新幹線開業を契機に在来線利用者に非常な不便を押しつけるものであり、このようなことをどのように考えるか。また、これによるニセコ町への影響とその後の関係町村の要望に対するJR北海道の対応はどのようなものか。

2、平成24年9月に設立された北海道新幹線並行在来線対策協議会の開催状況と協議内容はどのようなものか。

3、函館本線の維持、存続のため、その役割の再評価が必要だと思いますが、どのように評価するか。

4、JR在来線を取り巻く状況は、新幹線の札幌延伸が決まる前と現在で違いがあるか。

5、JR在来線の存続に向け、ニセコ町としての今後の取り組み方をどのように考えているか。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) ただいまの三谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のダイヤ改正の影響でございますが、本年3月に減便を伴うダイヤ改正が行われました。JR北海道からは、列車の老朽劣化が進む中、安全運行を確保するために乗車の少ない列車の運行を廃止する旨伝えられました。この改正により、気動車で運転する函館線の長万部小樽間の普通列車においても運行本数の減便が行われ、沿線住民の方や観光利用に大変な影響が生じているところでございます。本町においては、特に町外からニセコ高等学校へ通学している生徒や町内から町外の高校へ通学している生徒の下校時に利用する便も削減され、課外活動への影響が出ております。また、減便に伴うニセコ駅の利用者の減少から、駅の切符販売などをJRから受託しているニセコリゾート観光協会の受託収入にも大きな影響が出始めているところでございます。

次に、JR北海道に対する要望等の申し入れの状況でございますが、昨秋のダイヤ改正の概要が判明して以降、昨年11月には長万部、黒松内、蘭越、倶知安町との5町連名にてダイヤ改正について慎重な対応を求める要望を行っており、さらに12月にも重ねて慎重な対応を行うことに加え、改正後の運行による影響を最小限にとどめるダイヤ編成等の申し出をJR北海道に対して行ってきたところでございます。このうち12月の要望に対するJR北海道からの回答、当初変更案のとおり実施する内容であり、その内容につきましては行政報告にて報告させていただいたところでございます。

次に、2点目の北海道新幹線並行在来線対策協議会につきましては、並行在来線沿線市町の首長及び北海道知事で組織し、並行在来線沿線の地域交通の確保に係る調査研究、基本的方針の決定、新幹線整備に伴う地域課題への対応等を協議する場として平成24年9月に設立されております。この会議では、経営分離となる在来線の方向性をおおむね開業の5年程度前に決める予定となっております。それに向け協議会内に置かれた地域ブロック会議で具体の議論を進めております。ニセコ町が属する後志ブロック会議、これは長万部小樽間でございますが、これまで4回の会議が開催され、在来線存続に向けた調査検討、ことし3月に第三セクターによる運営を始めた道南いさりび鉄道、旧江差線の運行や収支計画等の検証を行ってきたところでございます。

3点目の函館本線の役割の再評価ということでございますが、地域住民の足の確保はもとより、観光や環境の面から見た鉄道の価値、さらには鉄道貨物路線としてのさらなる評価が必要であるというように考えております。

次に、4点目でございますが、札幌延伸決定後のJR在来線を取り巻く状況変化についてということで、平成24年6月の北海道新幹線札幌延伸決定と前後し、JRでは安全投資と修繕に関する5年間の

計画というものを策定しております。これを契機に、路線ごとの輸送密度や経営状況の情報公開が積極的に行われるようになり、JR北海道の経営状況の厳しさがこれまでに増してより明らかになってきたことが挙げられます。このことは、少なからず在来線存続に向けた判断材料の一つとして捉えられるものというふうに考えております。一方で、広大な面積の中で代替交通手段の乏しい北海道特有の地域性を見ると、鉄道が担うべき役割は大変大きいものと考えております。このため、在来線の厳しい経営状況と同時に、JR在来線の存続の必要性という相反する状況を勘案しつつ、次の戦略が必要であるというふうに考えております。

次に、5番目のJR存続に向けた今後の取り組みでございますが、これまで同様、地域住民の皆さんやインバウンドなどの観光客の皆さんが利用しやすい時刻設定及び繁忙期における車両をふやす等の実現に向けた要望活動を進めるとともに、新函館北斗駅までの北海道新幹線開業効果を後志地域にも波及させるため、臨時特急の運行を働きかける等の取り組みをこれからも積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 今回のJRのダイヤ改定で明らかになったことが幾つかあると思うのですが、まず1つは、車両の更新もできないということで、古くなったものは使えない。だから、ある中での対応をしなければならぬ。そして、そういった周辺町村に対して非常に危機的な状況であって、何とかしてくださいということに対しても要望に応えられない。こういうJRの財政が非常に破綻しているということがまず1つ明らかになったことだと思うのです。それが1つ。それから、もう一つは、町長の話の中にもありましたけれども、北海道新幹線並行在来線対策協議会ですか、ここで並行在来線の方向性を決定する時期は新幹線開業の5年前とするということが言われているわけです。ところが、JRが今のようなり方を続けていけば、新幹線が開業する5年前となる2026年度だと思うのですけれども、それまでにもう在来線がなくなってしまうのではないかなというような心配さえ出てくると思うのです。そうなれば、方向性は廃止だということになってしまうかもしれない。つまりこれは残るこの10年間にいかに在来線の意義を高めるかということが必要だということだと思うし、それに対して頑張ってやっていかなければいけないのだということだと思うのです。

その場合に大事なことだと思うのですけれども、存続に向けての根拠をまず持つことだと思うのです。それが在来線の役割の再評価だと思うのです。町長がいろいろお話しされた、そのとおりだと思いますけれども、幾つかちょっと補足したいのですが、1つは、室蘭本線の火山、高潮あるいは津波などの災害のときに代替輸送路線になるということが1つ。それから、もう一つは、新幹線が事故を起こした場合、それのかわりに輸送するという大きな役割があるのです。それがまず1つです。あと、通学、通院、

そういった生活の足としての役割というのは町長も述べておられましたので、もう一つちょっと申し述べたいのですけれども、3つ目として、JR在来線を取り巻く環境ということで、JRがかなり厳しくなっているというのが挙げられていましたけれども、JRを利用する外国人を初めとする観光客がふえているというのが一つの最近の変化だと思うのです。この観光客に対して対処するということで新幹線と在来線を結びつけることができると思うわけです。つまり新幹線か在来線、どっちだという選択ではなくて、本来新幹線と在来線は先ほど言いましたように代替輸送路という部分もあるし、お互いが有機的に結合して初めて役に立つ。同時に、今観光客ふえています。特に外国人なんかだと時期的には物すごく、倶知安、ニセコあたりでおられる客たくさんいました。そういうことを考えますと、そしてまた今在来線でうまくいっているところというのは観光をうまく取り入れているわけです。同時に、これが後志の観光あるいは地域振興と結びつくことになるわけです。今のニセコ町あるいはこの周辺の観光というのは、やはり在来線と極めて結びついている。それを維持しなければいけないということが1つと、同時にこれはJRの営業利益の向上にも恐らく結びつくだろうと思うわけです。そういうことを考えているわけなのですけれども、ここで再質問に移ります。

まず、1つは、今言ったようにJR在来線の存続というのはニセコ町だけの問題ではないと、後志全体の問題と捉える。そして、後志の活性化ということを頭に置いて、そうすると当然多くの町村あるいは北海道あるいは国に対して申し述べるというようなことも必要になってくると思います。そういう連携が必要ではないかということが1つと、それからニセコ町においては議会あるいは住民、住民の会というものもありますから、そういったところとの協働による取り組み、そのために町長が先頭に立ってほしいと思っているのですけれども、その辺の所見をまず伺いたいということが1つです。

それから、2つ目は、新幹線並行在来線対策協議会について質問したいのですが、これは新幹線開業5年前に方向性を決めるということではいろんな調査とか何かしているということをお聞きしました。今私が問題にしているのは、この10年間にどうやって在来線の意義を高めるかという、現状をどうするかという部分なのです。こういう問題をこの協議会で検討できるのかどうか。もしその協議会でこれが検討できないのであれば、その問題というのは重要ですから、どういう場で検討することができるのかをお伺いしたい。

それから、3つ目として、JRが非常に深刻な財政問題を抱えているということなのですから、これに対しても町としてはどのような考え方で、例えば国、道への働きかけを含めてどのような取り組み、対応を考えているのか。

3点をお伺いします。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長(山本契太君) 現状の在来線の意義というところについては、全く我々もそのとおりだというふうに考えているところであります。室蘭線の代替でもあるし、新幹線事故の場合とか観光利用とかと、まさにそうだということで、我々もそのように捉えているということをまずお話ししておきたいと思います。

それから、ニセコ町ではなく後志全体で捉えるべきだというのも、まさに今の観光圏なども含めて観光については1町村だけではなく連携をしてやらなければならないというのは全体、国も含めた考え方と合致しておりますし、その辺のところについても意識していく必要はあるというふうには認識したいと考えます。

それから、ニセコ町内での住民の連携ということについては、実際にその方々ときちとお話をしたことがございませんので、これについては何らかの機会にきっちりとお話をさせていただきたいというふうに存じます。

それから、協議会については、現状で第三セクターになったところだとか、その現状がどうなのかとか、バス代替した場合にどうなっているのかというシミュレーションといいますが、そういう形はとってはありますが、これまで在来線の存続意義を高めるためにどうするのかということについて詳しく議論したという経過は余り記憶にございませんで、これはぜひその中でもそのような提案はしてまいりたいと存じますし、それから構成している町村の中も5年前の前倒し、5年前に方向性決定というような既存の慣習的なルールといいますが、いうことはあるけれども、それよりもっと前にでもきちっと方向性を示していかなければならないのではないかという意見もその協議会の中でも出ているところでございます。

それから、JRの財政状況を町としてというところについては、現状で私のほうで何かということをお答えられる回答は持っておりませんので、ここで一旦終わりたいと思います。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 1点目の沿線の連携ということでありますが、5月6日に小樽市から長万部町までの沿線自治体で北海道運輸局あるいはJR北海道へダイヤ改正等の慎重な対応を求める要望に伺っております。それ終了後に、新幹線の協議会とは別に沿線自治体の存続に向けた首長の会議が必要ではないかという話になっておりまして、今後黒松内町の町長さんを中心としてこういったものを検討しようということにしているところであります。

あと、JRの財政問題につきましては、北海道固有の問題とも言える問題でありますので、これまで北海道庁に対して、あるいは北海道知事に対して要請活動を行っておりません。そこは北海道挙げての問題でありますので、道と連携をして、JR北海道の経営に対して道民挙げて支援するような動きをこれまでもしてきていますし、今後ともそういった動きを強めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○6番(三谷典久君) JRの深刻な財政問題というのは、もともとが新自由主義によって公共が責任を持つべき鉄道を民営化してしまったところにあると思うのです。つまりこれは国の責任でもあると。だから、国に対してもやっぱり言うべきことは言っていってほしいし、言い続けなければいけない問題ではないかと思うのです。その場合に、幾つか基本的な考えというのをこちらも持って言わなければいけないというふうに考える部分があります。それは、1つは鉄道は準公共財であるという認識が必要であるということです。公共の財産、これは純粋な公共財、例えば警察や消防とされています。それから、準じる公共財、準公共財ですね、鉄道は準公共財というのですけれども、こういった公共財というのは赤字だからなくしていいということにはならないわけです。例えば警察や消防が赤字だから、ではなくしていいかと、そうはならない。だから、JRの問題も、赤字だから仕方ないのだというふうなことにはならないのだということをまず認識しなければいけないと思うのです。人によっては、自分はJRは使わないから、余り言えないというようなことを言うかもしれませんが、でも、そうではなくて、公共の財産に準ずる準公共財だから、ほかの誰かのために存続を要望できるのだというところ、これがやっぱり大事な部分だと思うのです。それをベースにして物を考えていかなければ、この在来線というのはきちんした議論ができていかないのではないかと思います。

それから、もう一つは、交通というのは国民生活に欠かせない非常に大事なものでありますが、現在の法律、交通政策基本法というのがあるらしいのですけれども、住民の交通移動の権利が保障されていないということなのです。結局それはどういうことかという、現在は鉄道事業者任せられていると、国として国民の足の確保、あるいは交通移動の権利を保障することが求められていると思うのです。これは、やはり法的な整備を求めていくということも必要になってくるのではないかと思います。

それから、3つ目は、経営分離した場合の並行在来線は国の責任で維持、存続させることを求めていると思うということです。

そこで、具体的に次は質問に入りますが、1つ目は、政府や道に対して、地方創生の基盤とも言える函館本線、これに地方創生関連予算からの支援ができないかということをもまず1つ伺いたいということです。

それから、2つ目なのですが、JRの財政問題に対して、小樽市あるいは余市町、あるいは北海道経済界からの経済支援を求めるべきではないかと思うのです。例えば家具のニトリ、これが4月に新設された企業版ふるさと納税で夕張市に5億円ですか、寄附したという話があります。こういった企

業の社会貢献として、例えば今回の場合でしたら鉄道車両を寄附するというようなことも検討してもいいのではないかと、そういうことを提案してもいいのではないかとということが1つです。

それから、3つ目として、ふるさと納税による鉄道車両購入を特定の人としてする制度設計ができないのかどうかということです。

3つお伺いしたいと思います。

○議長(高橋 守君) 金井参事。

○企画環境課参事(金井信宏君) 質問にお答えいたします。

私からは、地方創生関連予算の活用があるのかというところについて説明させていただきます。国からは、いわゆる新型交付金、地方創生推進交付金というものと企業版ふるさと納税、これが地域再生法が改正されまして、その2つの支援が新たに設けられたというところであります。1つ目の地方創生推進交付金、新型交付金、これはいわゆるハード物、施設の整備ですとかいうものは金額の50%を下回るということが1つ条件としてあるものですから、なので電車を購入するとかいうようなところは少し活用方法として難しいというところがあります。次の企業版のふるさと納税なのですが、これは地域再生計画で目標を立てて、いわゆるPDCA、フォローアップをしていくという仕組みを設けていけば地域再生計画は認められて、あとは寄附をしてくれる企業をどう探してくるかというところだけになってきます。先ほどの地方創生推進交付金との違いからいうと、ハード物も自由に使えるような財源になりますので、活用の可能性はあるというふうに考えています。

以上です。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 地方創生の関係につきましては、今ご報告申し上げましたとおりであります。経済界からの支援、あるいは類似するものとしてふるさと納税というふうに3番目に出されておりましたが、こういったことの支援を仰げないのかというようなことでありますが、車両につきましてこれまでも、この協議会ができて以降、JRの経営部門の方ともご相談申し上げたり、いろいろ後志振興局にお伺いして振興局長さんと意見交換させていただいたりしておりますが、現在のところ日本の全体で車両をつくる企業といえますか、もっとたくさんあったのですが、今は本当になくて、JRさんも車両、いわゆる箱をつくるのに大変な年数を要しているということで、古い車両で使えるものの可能性もJRさんに調べていただきましたが、古い車両でも次の用途として使える車両自体が今ない状況だというようなお話を伺っております。ただ、リゾート列車のようなものは日本各地で運行されている実態もありますので、さらに引き続き諦めることなく可能性調査はしていきたいなというふうに考えております。

経済界からの支援をどういう形で仰ぐかというのは、その辺も踏まえてまた首長集まったときにでも意見交換をさせていただきたいなというように考えているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○6番(三谷典久君) 2つ目に移ります。

泊原発再稼働についてです。先日実施されました北電の地域説明会について質問します。

1、ニセコ町民からどのような質問が出されたか。また、これをもとに原発あるいは再稼働に対するニセコ町民の思いはどのようなものか。

2、北電の再稼働の意思が明らかとなったことについて、ニセコ町長としてどのように考えているか。

3、北電の福島原発事故の教訓として、地震とその後の大規模な津波により発電所内の全ての電源が失われ、その結果原子炉を冷却する機能を失った。これは、北電ホームページ、平成28年5月13日の地域説明会の会場でお寄せいただいた主な質問と回答の中から抜粋しました。となっています。この見解をどのように考えるか。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) ただいまのご質問にお答え申し上げます。

1点目のご質問でございますが、北海道電力が主催しております泊発電所の安全対策等に関する地域説明会でございますが、ニセコ町では4月20日から4月26日までの期間、5カ所の会場において6回開催され、町内外から108の方が参加されております。参加者からは、過酷事故が発生した場合補償はどうなるのか、ニセコ町は多雪地帯であるので、冬期間の避難時における自動車の運転や高齢者の対応はどうなるのか、黒松内低地断層帯での地震が心配でありますとか、多くのご意見、質問が出されたところでございます。総じて発電所施設内における安全対策の万全化はもとより、実効的に防災計画の確立並びに自然災害が併発した場合の対応について全体の印象としては不安を持たれている方が大変多いというふうに認識をしております。

2つ目の質問でございますが、北海道電力はこのたびの後志管内各地での地域説明会、その他寄せられている道民の意見、要望並びに原子力規制委員会による適合性審査での指摘をしっかりと受けとめ、原子力エネルギー事業に対する揺るぎない安全対策を確立し、透明性かつ丁寧な情報の提供と説明を積み重ねていくことが重要であると考えております。町としても、北海道電力に対してこれらの実行の要請を継続していくとともに、国、北海道、関係自治体との連携のもと原子力の安全、防災対策に努めてまいりたいというふうに考えております。

3点目のご質問ですが、福島第一原子力発電所の事故に関しては、原子炉を冷却する機能の喪失に至った設備の不備など物理的要因のみならず、電力事業者の責任としてあらゆる事態を想定した安

全意識に対する捉え方など人的要因、責任の所在も含めた総合的な検証が不可欠であるというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 三谷議員。

○6番（三谷典久君） 今回の説明会で明らかになったことがあると思うのですが、1つは北電が再稼働を表明したということです。それから、今の町長の答弁に基づいて考えれば、福島原発事故の検証は十分終わっていないにもかかわらず、再稼働を進めると、進めようとしているということが言えるのではないかと思います。それから、もう一つは、ニセコ町民の原発そのものへの不安、あるいは再稼働に対する不安、不信というのが除かれていないということは明らかではないか。この3点は明らかなのではないかと私は思うわけです。それで、結局私の質問、再稼働が明らかになったことに対してニセコ町長としてどのように考えますかということに対しては曖昧な答えだったのですけれども、道新のアンケートで福島第一原発の事故の検証、対応も不十分であると、責任の所在と課題への展望が不明確で、賛否以前の問題と、このような態度をずっととっておられるのですけれども、このような北電が再稼働を表明して、これからまさにどんどん進めようとしているときに、町長の態度は再稼働の議論を避けているわけです。結局これは再稼働を容認していることになるのではないか、住民の命と暮らしを守ることになるのかどうか、そこをまずお聞きしたいということが1つです。

それから、そのような態度では住民の命と暮らしを守ることにならないのだろうと思います。まず、第1に、自治体は避難計画を策定しなければいけないわけです。事業者は、避難計画に全くと言っていいぐらい関与しない。もし事故があった場合には、自治体が住民の避難に関して責任を持って遂行しなければいけないわけです。そうなれば、当然自治体としては再稼働に関する問題点の提起をすべきだし、場合によっては再稼働に反対する。反対するまでいくかどうかわかりません。少なくとも厳しい条件をつけることが必要になってくるのではないかと思います。再稼働に対して。自治体として北電に実効性ある避難計画ができるまで再稼働は認められないという態度をとることはできないのかどうか、2点目お聞きしたいと思います。

それから、3点目なのですが、ニセコ町の原子力委員会の開催が去年は行われていないのです。これは、避難計画が完成して、実効性も有している。完全にできたのだということなのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

3点お伺いしたのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 1点目の不安が除かれていないのではないかなというふうなお話、これまでも私は一貫してマスコミの取材含めて再稼働に賛成か、反対かというのには回答しておりません。それは、

そもそも福島原子力発電所が、メルトダウンという言葉も最近表に出て、隠して隠蔽していたということが表明されておりますように、そもそも原因も明らかになっていない。SPEEDIもあつたにもかかわらず、公開されずに多くの被曝された皆さんを出しているという実態でありますので、そもそも再稼働以前の問題だというふうにこれまでも回答し、現在もそういうような回答をしているところでございます。

それから、北電が再稼働を表明したというのは、私はその事実確認しておりませんので、先般も副社長さん来られましたが、原子力規制委員会に対して安全性の審査を現在行っているというような説明を受けているところであります。再稼働するということが内外に明らかになり、あるいは表明するということであれば、それらに対して町としてどうするかという具体的な町民の意見交換会であるとか、あるいは議会議員の皆様のご意見を伺うとか、そういう手続が当然必要であろうというふうに思っております。再稼働に関しては、そういう態度でこれまでも一貫して進めてきたところであります。

原子力の委員会の内容につきましては、副町長から回答させていただきます。

○議長(高橋 守君) 副町長。

○副町長(林 知己君) 原子力専門委員会、ご指摘のとおり昨年度開かれておりません。内容の精査等も含めて、修正事項もありますし、再度今つくっている避難等措置計画をさらに進化させるべく協議が必要と思いますので、本年度また開催についての予算等を見ておりますので、開催の方向で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○6番(三谷典久君) 再稼働の事実確認をしていないということをおっしゃいましたけれども、北電の説明会の説明資料の中に、これから進めていくというのがきちんと記載されています。その町長の認識は間違いであるということ指摘しておきたいと思います。

それから、今もまた再稼働以前の問題だとおっしゃいましたけれども、福島原発の事故の検証をするためには恐らく10年以上かかるわけです。10年間町長はそれを言い続けることができるわけです。でも、再稼働はその前に始まってしまうかもしれません。それは非常に無責任なやり方ではないかと思うのです。結局それは再稼働を認めることになるわけだということですよ。さっきからそれを私は言っているのですけれども、先ほどの質問の中で自治体として実効性ある避難計画ができるまで再稼働を認めないということではできないのかということに対しての答えがなかったのもう一度答弁を求めます。

それから、専門委員会の開催がなかった。それは、今十分なものにするためにやっているのだということは、これまだ完全ではないですよ。完全な避難計画なんてある意味ではもしかしたらあり得ないかもしれないわけです。でも、そういう避難計画ができていない。実効性が持たれない。それでも再稼

働が進められているということに対して、町長はそれを何とかしようという気にならないのかどうか。先ほどから言っていますように、実効性ある避難計画ができるまで再稼働はしないでくださいということを要望、要求するべきだと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

それから、ニセコ町地域防災計画というのがありまして、防災に関しては災害予防、災害応急対策、災害復旧の3段階があると。災害予防は、あらゆる災害の発生を未然に防いで被害を最小限にとどめるとあるのです。この原子力災害の予防は、再稼働をさせないことだということとはもう明らかなと思うのです。それをもってしても、再稼働というものがどういう問題なのかということをもっと住民、今回の説明会でも住民の皆さんこれだけ不安、心配を持っているわけです。ニセコ町の町長として毅然とした態度を示していただくことを求めたいと思います。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 実効性ある計画ができるまでという、その実効性というのはどのレベルか、どの段階かというのは、我々今まで避難計画つくってしまして、それは当然実効性ある計画ということでこれまでつくってきています。それは、熟度に応じてまた再三見直しは当然必要かと思いますが、これで完璧というのができるまで何かのアクションができないということになれば、そもそもそういった物事を決めること自体が私はおかしいのではないかと思いますので、これまで道の指導や関係機関との調整の中でつくった計画自体は既にあるという前提に立っております。実際に再稼働するという表明は、いつから再稼働するという話は私は全くこれまで聞いておりませんので、今安全委員会に出しているものについては再稼働を前提として出しているというものだというふうに思っております。ただ、いつ再稼働するかとか、そのタイムスケジュールについては私どもは正式にお伺いしているわけではございません。私は、福島原子力発電所を見ても、要は安全神話というのはもうなくなったわけでありまして。何があるかわからないというのが実態ではないか。そのときに、こういう条件だからオーケーという、その条件をつけて再稼働をいいとする判断ということ自体が私は逆によくわかりません。そもそも地域としてこういった問題に対してどう対応するのか、その覚悟が問われて、その覚悟があれば当然いろんなものにゴーサイン出したり、それはやっぱりだめだという判断をするのではないかと思いますので、条件つきで何かをするという考えは今のところないということだけお伝え申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 簡潔に。

○6番(三谷典久君) ありがとうございます。

これ条件づけということではないのです。それはちょっとおかしいのではないかと思います。これをつけるから再稼働していいということではなくて、再稼働するに当たってはそのことをしなければいけない

でしょうということだと思うのです。避難計画が再稼働するに当たっての条件になっていない、そういう意味では条件と言ったかもしれませんが、地域の住民の命、暮らしを守るということを考えればそこにくるのでないかと思うのです。

それから、もう一つ、実効性ということでおっしゃったのですけれども、例えば真冬の吹雪のときに車が渋滞した、それに対しての答えを出すべきだと思うし、あるいは要支援者が避難できない、それに対しても答えを出すべきだと思うし、一つ一つの問題に対してそれぞれの完璧な答えを出せないのかどうかということです。出せないのであれば、ではそういうことをしていいのかという、そういう考えも必要ではないかということです。

以上。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 完璧なもの、イメージとしては100%というようなイメージなのかなと思いますが、物事において完璧なものというのはなかなか難しいのではないかと思います。ただ、おっしゃった意味というのはよくわかります。できるだけそういったものに近づけていくように今後とも努力をしてまいりたいと思います。ただ、私は、今回の大きな問題に関しては地域住民の覚悟の問題だというふうに思いますので、その覚悟をどういうふうに共有できるかということで地域の判断は決まるのではないかと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 次に、木下裕三君。

○1番（木下裕三君） 通告に従いまして、企業版ふるさと納税について質問いたします。

ことし4月の税制改正で創設された地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税ですけれども、現行のふるさと納税との違いは何か。そして、ニセコ町はこれに取り組む予定はあるかを伺います。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまの木下議員のご質問にお答え申し上げます。

個人版ふるさと納税は、制度の位置づけとしては寄附であり、税法上は寄附の用途、使い道に限定はございません。また、原則として2,000円を除くその寄附のほぼ全額が個人住民税、所得税から控除されます。一方、企業版ふるさと納税、これは地方創生応援税制というふうに言われておりますが、地方創生の推進を目的とした政策税制であり、地方公共団体が実施する地方創生事業を寄附の対象としております。また、寄附額の6割は軽減されますが、残りの4割は企業みずからが負担することとなっております。同時に、地方公共団体が寄附を行う企業に対して寄附の代償として経済的利益を与える行為は禁止をされております。企業版ふるさと納税は、個人版ふるさと納税における過剰な返礼

品競争のような本来の税の趣旨を逸脱した運用とは一線を画した制度であります。今後全国的な運用状況を踏まえつつ、企業の本町に対する思いにお応えする方法としてニセコ町として積極的に導入を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） この企業版ふるさと納税に関しましては、国としては、自治体の企業寄附の総額が現在年間 200 億円あるというふうにありますけれども、2倍の約 400 億円にふえると見込んでいます。現在企業の社会的責任というものが重視されている昨今の情勢を考えますと、400 億円以上になるのではないかととも言われております。先ほどもちょっと一般質問にありましたけれども、ニトリホールディングスは早々とタ張に5年間で総額5億円の寄附をする方針を発表して、話題になったばかりです。寄附の対象事業の第1弾がこし夏ごろ決まると見通しが出ていますけれども、ニセコ町の従来のふるさと納税に関しては残念ながらちよつと出おくれておりますので、これからスタートする企業版ふるさと納税に関しては今町長の答弁ありましたとおりぜひ積極的に進めていただきたいなと思っておりますし、当町においては他市町村に比べてもアドバンテージがあるのではないかなというふうに思っています。ただ、一方で企業とのいろいろな禁止事項というか、先ほどもちょっと町長もおっしゃっていますけれども、企業版ふるさと納税に関しては、自治体が禁止されていない範囲で例えば企業と密接な関係を築こうと企業活動を支援したりだとか、企業側が寄附の見返りを求めたりとかして官民癒着の不適切な関係に陥ってしまうのではないかとということが実は一般的にも出回って、懸念されているところです。こういった懸念を踏まえて、ニセコ町として企業版ふるさと納税積極的に進めたいということですが、メリット、デメリットをどのようにお考えかということをお伺いします。

○議長（高橋 守君） 町長。

○町長（片山健也君） 新聞紙上でいろいろ懸念といいますか、癒着的なものが起こるのではないかと、利益誘導が起こらないのかというような書き方ありますが、私は全てのものを公開してやる中にあっては、そういった面でのデメリットというのは全く感じておりません。ただ、企業もそこへ応援するには、自分の持ち出しといいますか、負担も当然4割あるということでもありますので、強い信頼関係あるいはその地域とのいろんなきずな、それが今後重要になっていくというふうに思いますので、私はもちろんであります。職員も含めていろんな企業との接点を多くして、ニセコ町が信頼されるという地域になること、それが企業版ふるさと納税を促進していただける一番の要因ではないかというふうに思いますので、これまでどおり環境モデル都市として環境と景観に力を入れるとともに、企業から信頼される地域づくりを第一に意識して進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 守君） 木下議員。

○1番（木下裕三君） 先ほどもちょっといろいろなところ出ていましたけれども、企業版ふるさと納税前進させるためには、具体的なまち・ひと・しごと創生寄附活用事業、これを立案しなければ一歩も進まないということになっています。昨年9月の定例議会の一般質問で私のほうで申し上げましたが、ニセコ町ふるさとづくり寄附制度の使い勝手がよくない事業設定のまま現時点、9カ月ほど時間経過している現状を見ると、なかなかそういった具体的な事業が出てこないのではないかなというふうにちょっと心配しています。事業を考える際には、例えばニセコ町自治創生総合戦略において具体的な施策というものが出ておりますけれども、そういったものの中から優先順位の高いものを選んで事業として仕立てようとしたのか、それとも何か別の考えがあるのか、それまず伺いたいのが1点。

それとあと、企業を見つけるのだとか、そういったいろいろやっていくことに関しての営業活動です。例えば東京ニセコ会の皆さんにいろんな企業をご紹介していただいたりとかということも積極的に必要なのではないかなと思いますが、そのほかにももちろん単独で営業したりだとか、プレゼンテーションしたりだとか、従来の行政ではなかなか行わない活動や考え方というのが必要になってくるのではないかなと思います。そういった意味では企業版のは少々手間がかかるというふうに思っていますけれども、非常に民間の視点というのは重要になってきますので、一般の町民の方の力もかりながら、例えばワーキングをつくって、特に一番不得手とする営業の部分とか、こういったものを戦略的に進めていくという方法もあるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 具体事業を考えるという部分については、ニセコ町の総合戦略の中で位置づけられているということが基本にはなると考えますが、そこは個別具体の事業が書かれていないからできないということではございませんので、方向性として正しければそれは実施できると考えておりますので、そこは広く考えていきたいというところがあります。

それから、企業を見つけるのは東京ニセコ会も含めてというところは、確かにご指摘のとおり営業活動とかいう部分についてはふなれではございます。ですが、木下議員のご指摘があったように、ニセコ町にはアドバンテージがあるというところはまさにそういう状況もあり、民間の住宅を建てたいという方も今たくさん来られているということもございますし、それ以外にも企業さんとのつながりというものもないわけではないという状況もありますから、そういうところをまずスタートにしてということも1つ考えられるのではないかと思います。

それから、民間の視点という部分では、ワーキングをということも含めてということなのですが、これは何かしらの形で、ワーキングをきっちり決めてしまう方がいいのかどうなのかということもあるかと思うので、それはそれらも含めて検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長(高橋 守君) 金井参事。

○企画環境課参事(金井信宏君) 私のほうから後段の民間、町民も含めたワーキンググループというところに関して多少補足をさせていただきます。

ご質問は、いかに企業との接点をつくるか、アピールをしていくかということと思うのですが、その根拠となる差がつくところというのは、今回この制度については返礼品がありませんので、政策のアイデア、例えば先ほどのJR在来線の話からすると、例えば例で挙げると在来線を買うということに対することなく、JR在来線を使って地域をどのように活性化させるかというアイデア勝負というふうに思っておりますので、その中身を町民の方、民間の方含めた今年度の自治創生協議会については総合戦略のフォローアップという検討をしてまいりますので、そういった場も活用しながら、さまざまなアイデアをいただいて、その上でアイデアを温めて、それでその内容をアピールをしていくという形で取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(高橋 守君) これにて一般質問を終了します。

この際、午後1時まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午前11時52分

再開 午後 0時55分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第1号

○議長(高橋 守君) 日程第9、議案第1号 請負契約の変更について(平成28年度ニセコ町幼児センター増築工事(建築主体工事))の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

浜本議員。

○2番(浜本和彦君) 副町長から説明を受けましたのですけれども、この経緯についても一回詳しく説明願えればと思います。よろしくお願いします。

○議長(高橋 守君) 黒瀧課長。

○建設課長(黒瀧敏雄君) 今の浜本議員の質問にお答えしたいと思います。

当初増築工事につきましては、木造建築という部分も想定した中で基本設計をやっていたということで、今回実施設計の中で具体的に木造か鉄筋コンクリートかということで検討した結果、最終的に鉄筋コンクリートでやるということになりました。そのときに設計士事務所といろいろ確認した中で、本来は試験ぐいというのをやるのですけれども、その事前にボーリングデータを1カ所だけ、実施設計の協議の中でしたいということもありまして、町と設計事務所の中でボーリングデータを1カ所だけ今回とうとうで行いました。その結果、工事の中でボーリングデータをとったときに支持層が30トンというN値部分に到達しないということから、もうメーター、当初6メーターのくいだったのですけれども、7メーターということになりました。6メーターをなぜ最初採用していたかと申しますと、既存の建物をやったときにボーリングデータが6メーターだったものですから、それを採用するというを前提に事を進めていたのですけれども、先ほど申したように安全値を見たいということで再度ボーリングをした結果、支持層に到達するには7メーターが必要だという判断で7メーターになったという経緯になっています。

以上です。

○議長(高橋 守君) 浜本議員。

○2番(浜本和彦君) そもそも論なのですけれども、これだけの建物をつくるということに当たっては、計画段階で当然ボーリング調査をやるのがごく普通のことではないかと思うのです。やる段になってからボーリング調査というのは、今のようにくいの長さが載荷試験で出てくると思うので、わかると思うのです。やるようになってからこれというのは非常にいろんな面で、今回68万円の追加で出ていますけれども、そういうのも含めてもっと早くからこれは僕はやるべきだと思いますし、今後また建物関係は当然出てくると思いますけれども、計画段階できちっとN値を出さないと次から次と追加、追加という羽目になると思いますので、国でもいろいろと問題になっていますけれども、データ改ざんとかというものもありますから、それは別としても、もっと早い段階できちっとしたデータをとって実施設計に入るべきだと思いますので、今後そのようなことをぜひ検討しておいていただきたいと思います。

以上です。

○議長(高橋 守君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号 請負契約の変更について(平成28年度ニセコ町幼児センター増築工事(建築主体工事))の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号

○議長(高橋 守君) 日程第10、議案第2号 請負契約の締結について(ニセコ町簡易水道電気計装更新工事)の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

浜本議員。

○2番(浜本和彦君) 現在使用している装置は何年経過しているのか、どの場所をどのように工事を行うかを説明願いたいと思います。

○議長(高橋 守君) 石山課長。

○上下水道課長(石山康行君) 浜本議員の質問にお答えします。

ニセコ町の簡易水道電気計装更新工事の内訳ですけれども、市街地区、ニセコ地区、曾我地区とありまして、この3カ所が平成7年度に電気計装をニセコ町で一番初めに、流量計だとか水位計だとか全部はかれる装置を導入した一番最初の年なのですけれども、その一番最初に導入した市街地区とニセコ地区と曾我地区の電気計装更新工事を実施するということで、まず市街地区では配水池の水位計が2基、流量計が1基、残留塩素計が1基、計装盤が3基行います。ニセコ地区では、水位計が3基、流量計が3基、伝送装置が1基に計装盤が1基となっております。曾我地区で水位計が2基、流量計が

6基、残留塩素計が2基、計装盤が3基ということで、全てトータル合わせて 6,500 万円ほどの設計となっております。

内訳は以上です。

○議長(高橋 守君) 浜本議員。

○2番(浜本和彦君) これ年数的にはたっていますけれども、経年ということで、今まで何か事故とか、それから特に補修等がこの間に大きいのがあったのか、それとも年数が来たからかえるのか、その辺の経過というか、状況をわかればお教え願いたいのですが。

○議長(高橋 守君) 石山課長。

○上下水道課長(石山康行君) ただいまの質問ですけれども、まず市街地区と、あと曽我地区では今ここに流量計とかと、市街地区なら1基ということで言っておるのですけれども、実際市街地区には流量計が4基あります。今までで3基ほど、例えば雷でやられたとか、あと経年劣化と言っていますが、20年たっています。ただ、20年たたなくても15年で流量計が壊れたこともあります。それが今まで単独費で計上してきた経緯がありまして、今回まとめて行うというのは、補助事業にも乗れるということの年数もたっておりますので、それとあと例えば残留塩素計だとかも数年に1度は点検整備もしていますし、流量計でも基板をかえれるところのかえたりして今まで長くもたせてきていました。ただ、もう20年たっているということで、今後流量計がぼんぼん壊れる可能性がかなり高いということが目に見えていきますので、今回かえさせていただいております。ちなみに、市街地の配水池の水位計だとかは、昨年度も交換、単独費で雷でやられて交換だとかもしています。曽我地区の水位計だとかも3年ほど前にも交換しているという状況で、単独で近年交換した以外のものを、20年たったものを今回計上しているという状況です。

以上です。

○議長(高橋 守君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号 請負契約の締結について(ニセコ町簡易水道電気計装更新工事)の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号

○議長(高橋 守君) 日程第11、議案第3号 請負契約の締結について(ニセコ町特定環境保全公共下水道ニセコ町下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結)の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

斉藤議員。

○4番(斉藤うめ子君) この締結の件については方法は随意契約になっていて、その理由として多岐にわたるトータルで見て高い技術が必要ということで、本町にはないということで随意契約したという説明があったのですが、こういうことがトータルでできる、これは東京なのですけれども、ここを随意契約したというのは日本にここしかないというふうに判断して契約を結んだのでしょうか。

それと、もう一点は、ほかの町村ではこういう請負契約の締結に関しては、ほかの事業団とか、そういうところと契約しているという例はないのでしょうか。

それから、もう一点、この事業団の契約というのはニセコ町は今回初めて締結結んでいるのか。

その3点について伺います。よろしくお願いします。

○議長(高橋 守君) 石山課長。

○上下水道課長(石山康行君) ただいまの質問にお答えします。

ニセコ町とこの地方共同法人日本下水道事業団と協定しているのは、この下水道事業団は地方公共団体、都道府県の出資により設立された地方共同法人日本下水道事業団で、趣旨は先ほども議員がおっしゃられた下水道技術者の不足の問題に対応するために、下水道技術者のプール機関として設置されております。大きな市町村でも出資しているところもあります。ニセコ町が発注から委託までを下水道事業団に委託をかけると、下水道事業団が今度発注者となっておのおの事業者にまた発注をかけるという構造になっております。委託の発注からトータルの工事の監理まで見れて、地方公共団

体にかわってその行為をできるのは下水道事業では下水道事業団のみと日本ではなっておりますので、下水道事業団に発注するという形をとっております。

2番目は、ほかの団体に発注している実例があるかということでよろしいでしょうか。

(何事か声あり)

2番目の今の質問ですけれども、近隣では真狩、ルスツ、喜茂別、京極。倶知安さんちょっとわからないのですけれども、大体北海道のニセコ町のような小さな規模のところではかなりの率で日本下水道事業団に発注して工事を行っているというのが大部分となっております。ちなみに、最近同じようなこういう電気機器の更新では京極さんもやられていますし、真狩さん、喜茂別さんは来年度以降やる予定で進んでいると話を聞いております。

3番目のニセコ町の実績はあるかということなのですけれども、まず事業団に、平成8年度に下水道の処理場の建設をするための委託設計をまず協定を結んで行っております。その次に、平成9年度から平成12年度まで、第1期の工事として4年間にわたる長期の契約を結びまして、下水道の管理センターを建設しております。その後、今度平成13年度に第2期の電気工事としてまた単年度で契約して、トータル平成8年から平成13年度まで、今の下水道管理センターの工事に関するものを委託契約して行っております。

以上です。

○議長(高橋 守君) 斉藤議員。

○4番(斉藤うめ子君) なかなか難しい話で、聞き落としたと思うのですけれども、最初に説明した自治体が共同で設立した団体を通して発注しているという説明だったと思うのですけれども、ちょっと外れるかもしれませんけれども、日本でこうしたような同じような事業団というのはほかにはあるのですか、ないことはないわけですか。ただ、地方自治体としてはここを選んで、共同で出資して発注、締結しているということで理解していいのでしょうか。

○議長(高橋 守君) 石山課長。

○上下水道課長(石山康行君) 今の質問に答えます。

下水道事業に対しては、この日本下水道事業団しかありません。ただ、ほかの建設事業、下水道以外の部分についてはちょっと存じません。

○議長(高橋 守君) 浜本議員。

○2番(浜本和彦君) この時期にかえなければならない理由。それと、これ何か指針みたいのがあって、何年経過したらかえろというようなものがあるのか。それと、日々やっている中で故障、それから不備があったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（高橋 守君） 石山課長。

○上下水道課長（石山康行君） この時期になぜ行うのかということなのですが、副町長の説明にもありましたとおり、平成 25 年度、平成 26 年度の2カ年において処理場の長寿命化計画を行っております。調査を含めて行っております。その中で、建築の建物、あと土木、土木というのは処理場の下のもの、地下のものになるのですけれども、その部分が土木というのですけれども、土木の部分、あと機械設備の部分、電気設備の部分、その部分を平成 25 年度、26 年度に調査した結果、建物についてはまだまだ手を加える時期ではないと、土木部分もまだまだ大丈夫だという結果です。あと、今問題になっておる電気、機械の部分なのですが、機械整備については今までも年間相当数の予算をつけていただきまして、機械設備の消耗品だとか、そういう部分の分解整備というものを大体供用開始後5年以上たってから、順次機械の部分の部品交換なり消耗品の部品交換なりを行って延命措置を図ってきております。ただ、今回の挙げている電気設備に対しては、延命措置をとれる状況ではない状況なのです。調査結果では機械であれば例えば異音だとか、そういうものである程度寿命が少しずつ来ているという判断もできるのですけれども、電気の部分については目に見えないものでありまして、例えばテレビとかもすぐ途中でぼんと切れてしまうとか、そういうイメージがあって、何も症状がなくて壊れる可能性があるという、そういうことも踏まえまして、長寿命化の調査を行ったときに、これ国の基準になるのですけれども、今回もこれは町の単独費でなく国の交付金をもらって行うのですけれども、その中で長寿命化計画を立てるといえるのか、その調査をしなければならないというものがありまして、長寿命化計画の調査の中で機械設備に対しては健全度評価というのが5ランクありまして、健全度が2以下になった場合、補助事業として交換していい時期にきていますよという判断になるのですけれども、電気設備の部分は健全度評価というものが、先ほど言ったようにすぐ電気が途中でぼんと壊れる可能性があるのです、その健全度評価というのできない状況で国の指針でもなっております、ではどう判断をするのかということになりますと、目標耐用年数というものもありますし、あと時間経過保全という国の指針の管理の仕方があるのですけれども、その時間を経過していると。その時間が 15 年が目安となっているのですけれども、その 15 年はまず経過して、この機器は平成 12 年度に設置されておりますので、今現在で 16 年たっております。今回の工事は、議案にのせておりますように 28 年度から 29 年度の2カ年で行うという形になりまして、まず 28 年度は主に工場で作成する形になります。実際設置するのは 29 年度ということになりますので、17 年経過する、設置当時で 17 年になるということになりますので、先ほど言った目標計画の 15 年を経過する。そしてまた、電気の計装設備がとまったことによって水処理ができなくなるということが目に見えておりますので、先ほど言ったように電気機器の部分は2年間という長時間を要するため、例えばとまったときにすぐ対処できないという部分も含めて、

そういうことをトータル的に判断してかえどきにきているという判断をして、今回の議案提案させていただいております。

以上です。

○議長（高橋 守君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号 請負契約の締結について（ニセコ町特定環境保全公共下水道ニセコ町下水道管理センターの建設工事委託に関する協定の締結）の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第4号

○議長（高橋 守君） 日程第 12、議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定についての件を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号

○議長(高橋 守君) 日程第13、議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することの協議についての件を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することの協議についての件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第6号

○議長(高橋 守君) 日程第14、議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することの協議についての件を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更することの協議についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第7号

○議長(高橋 守君) 日程第15、議案第7号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議についての件を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更することの協議についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第8号

○議長(高橋 守君) 日程第16、議案第8号 町税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号 町税条例の一部を改正する条例議の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第9号

○議長(高橋 守君) 日程第17、議案第9号 平成28年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑ありませんか。

竹内議員。

○5番(竹内正貴君) 11ページお願いします。11ページの企画費、昨年度94万ヘクタールの山林の寄附を受けた、この関係なのですが、3月の町長の行政報告の中においては、これにあったのですが、面積が違うのです。111万6,527平米という形で、28年の1月4日には所有権の移転が完了していますよという話で行政報告を受けている経緯があります。ところが、今回は94万平米の寄附を受けたということで、この業者さんは同じ業者さんなのですが、2回受けたということであるのかどうか、その辺まずお伺いしたいと思います。

○議長(高橋 守君) 副町長。

○副町長(林 知己君) ただいまの質問にお答えいたします。

今回なぜこういう案件が出てきたかといいますと、新幹線の用地としてその部分が今回寄附をいただきました株式会社アサツーディ・ケイというところにお話が行きまして、そこで会社もニセコ町にこれだけの土地がありますよということを改めて確認をしたという状況でございます。その中で、全体の面積は1,218.16平方メートルでございますが、そのうち新幹線……

(何事か声あり)

失礼しました。鉄道用地として、新幹線の用地として買収した土地が1,218.16平方メートルでして、今回ニセコ町に寄附いただいた土地は字絹丘の土地94万642平方メートルでございます。当初は全体の土地としては1,218.16平方メートルも合わせた数字でご報告させていただいた数字で、ちょっと違いが出ているというふうに思っております。

○議長(高橋 守君) 後で確認して答えてもらえますか、いいですか、合わないから。

(「ちょっと時間もらっていいですか、すぐわかります」の声あり)

○議長(高橋 守君) お願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時37分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この件に関しましては、議員協議会の中で説明できるようになりましたら説明お願いしたいと思えます。

ほかに質疑ありませんか。

三谷議員。

○6番(三谷典久君) 14 ページの給付金についてちょっと質問します。

年金生活者等支援臨時福祉給付金ですか、これにあと障害、遺族年金の給付金があると思うのですが、町民の方からよく聞かれているのは、余り中身がよくわかっていないような感じがあるのです。そういう意味でお聞きしたいのは、この中身というのが、国の事業なのですから、町民に対しての周知がきちんとできていたかどうか。その意味で、本来対象者に対してどれぐらいの申請者数があつたかというような、そういう数字を押さえているのかどうかお聞きしたいのが1つです。それと、外国人の方の場合も対象になるというような話を聞いたのですけれども、その辺の説明、周知というのがきちんとできていたかどうか。

この2点をお伺いします。

○議長(高橋 守君) 折内課長。

○保健福祉課長(折内光洋君) まず、三谷議員のご質問ですけれども、周知関係につきましては、実はメール便におきまして全世帯の方に周知をしている状況でございます。といいますのは、全世帯に周知するのは、先ほど三谷議員もおっしゃったとおり、支給の対象者の方が住民税の課税ですとか、非課税ですとかということが非常に重要となりまして、その部分を私どもの保健福祉課の中で本人の同意を得ずに確認をすることができないということで、まずこの内容を支給の対象者になる方に全てをお知らせすると、その中で自分が請求資格があるか、ないかを含めて、役場に来ていただきまして申請をしていただきまして、可か否かということを判断しまして、支給する、しないにさせていただきます。

それで、2番目の外国人の方についても同様と考えております。

それと、申請の件数でございますが、ただいま私の手元におきましては実績数というものは押さえておりまして、今までの交付金であれば、例えば26年の実績658人ですとか、27年では579人等の実績がございまして、本年の現在予定しております9月1日から11月30日までの申請にありましては高齢者向けにつきましては650人、年金生活者等の支給につきましては100人という人数の予算を計上してございます。

それと、広報の周知の仕方につきましては、町ホームページ等でもお知らせしております。

以上です。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○6番(三谷典久君) そうすると、対象者に対して申請されて給付された率というのは出てこないということなのでしょうか、それとも出てくるということなのでしょうか。

○議長(高橋 守君) 折内課長。

○保健福祉課長(折内光洋君) 基本的に決裁では申請した人数、そのうちの支給する人数、また何らかの理由によりまして支給されなかった人数というのを決裁をとっておりますので、今ここには数字はございませんが、申請件数等については押さえております。

以上です。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○6番(三谷典久君) 全世帯に周知というのは非常にいい方法だと思うのですが、私のところも来ていますし、中身は見ているのですが、ちょっとわかりにくいと思うのですが、国から来るそういう文章で出してしまうのかもしれませんが、もう少しわかりやすい文章として、内容として町として工夫した周知というのができないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(高橋 守君) 折内課長。

○保健福祉課長(折内光洋君) 議員のおっしゃるとおり、ある程度国から来た部分の説明で周知していることは否めません。それで、原課としましてこれがもう少しわかりやすいということで再度一考しまして、全世帯のほうに周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長(高橋 守君) 篠原議員。

○7番(篠原正男君) 11ページの先ほどございましたニセコ町応援企業交流連携支援業務委託に関してでございます。

まず、これに関して業務委託にかかわる範囲はどこまでなのかというのを1点伺いたいと思います。単に旅行、航空券等の旅行手続の手配のみのなのか、そうではなくて今回ここで行われる交流の成果までを求める委託業務なのか、もう一点伺います。

それから、再度伺いいたしますが、今回のこの交流目的に関してさらに具体的にお知らせをいただきたいというふうに思います。まず、この交流が何のために行われるものであって、その結果ニセコ町としては何が得られるものなのかというものをしっかりと教えていただきたいというふうに思います。単に企業とニセコ町の連携といいますか、交流だけで貴重な税金を使うというのはなかなかならないというふうに思いますので、その内容をしっかり把握したいというふうに思います。さらに、もう一步お話しいたしますと、東京を前提としての交流というふうに伺っておりますが、この会社は札幌にも支店がございますし、企業であれば札幌の支店とも十分交流が図られるのではないかとというふうに考えます。なぜ東京との交流なのかという原点をお知らせいただければというふうに思います。

それから、もう一点ですが、17 ページの工事請負費の排水マンホールの修繕にかかわってですが、これは排水マンホールですから、下水道には接続していないものというふうに考えますが、まず1つ、それでいいかどうか。それと、もう一点、この管を通して排水される排水は管を通る前にどのような処理がされてこの管に至っているかというのをお知らせください。

○議長(高橋 守君) 山本課長。

○企画環境課長(山本契太君) まず、11 ページのニセコ町応援企業交流連携支援業務委託の関係ですが、委託の範囲につきましては特に意識していますのは企業のインセンティブツアーということで、いわゆる報奨旅行というところですが、大手の企業ということで、これまでもニセコ町を介さずに大手の企業のインセンティブツアーというのはニセコエリアでも行われているところですが、今回の寄附を受けたことを機会に、大手の企業さんにもまずインセンティブでニセコを訪れていただいて、ここの魅力をよく理解していただきたいということを目途としてそのような委託事業を実施して行いたいと思っております。それから、交流の成果、交流の部分についても委託の範囲の中でやるということですが、その成果という部分については委託先にその成果そのものを求めるということばかりではなくて、我々のほうも参加する中でその委託の成果についてはきっちりと出していきたいと思っているところでございます。

目的は何かということなのですが、1つにはニセコ町全体ではMICEというものを推進していこうという考え方に立っておりますので、そのMICEの一つを構成しております報奨旅行というものについてはこれをきっかけにしてまたどんどん進めてまいりたいということが一つの目的。それから、もう一つについては、これは現状ではこちらの思いにすぎませんけれども、こういうつながりを持つ中で企業版ふるさと

納税についても進めていけるように我々のほうとしては考えてまいりたいというふうに思っているということですが。

それから、札幌でもいいのではないかといいところなのですが、もちろん札幌でも構わないとは思いますが、こういう交流関係は総合戦略の中も含めて首都圏からということが一つの大きな目標、目的にもなっていることでありますので、札幌とやらないということではありませんけれども、札幌、東京も目途にしてこういう交流事業をスタートさせたいと考えているというところでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 綺羅乃湯の排水マンホール修繕工事の部分についてお答えをさせていただきます。

まず、下水道のほうにつながっていないくてよろしいのかということなのですが……

（「その前に、下水道ではないということで、要するに下水管ではないよね、排水管だね」の声あり）

そうです。そのとおりでございます。あの処理水に関しては、洗い場で体を洗ったような排水、これに関しては下水道のほうに接続をさせていただきまして処理をして、川のほうに放流していると。今排水マンホールのほうの管路というのは、浴槽の温泉水、汚れていない水のほうですね、そちらのほうを温泉の清掃等において抜いたりして排水をするときがあるのですが、そのときに汚れていない水をなげるときにこの管路を使っているという状況であります。こちらについても建設当時にそこに流れる排水については水質検査をさせていただいておりまして、水質上放流して構わない水質だということで、そのような対応をしているということでございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 篠原議員。

○7番（篠原正男君） ちょっと横文字についていけなくて大変あれなのですが、インセンティブ旅行ですとか、それから報奨旅行とかって、私自身今理解を超えているところで、その辺詳しく教えていただければと思うのですが、企業と、それからニセコ町が結びつくといいますか、交流が図られるということは、最終的にその奥にある企業版ふるさと納税に若干貢献するかというあたりの狙いも重々わかるわけですが、なぜ今回寄附のあった大手広告代理店の企業とニセコ町がこのような交流を深めていかなくてはいけないという最初の本当の狙いのところがはっきりすると落ちてくるものがない。であれば、この企業でなくてもいいし、また別の企業であってもいいし。なぜここの企業が今回出てきたのかというのがなかなか私自身も理解に苦しむところなのですが、そこをもう

一度お願いしたいということと、それから綺羅乃湯の排水にかかわっては、毎年排水の水質検査を行って、ある一定基準をクリアしているから大丈夫だという判断に立っているのか、それとも開始年度当初にはかった数値が大丈夫だから、今もそのままできていますというのか、どちらか教えてください。

○議長（高橋 守君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず、なぜこの企業なのかということでございますが、確かに日本中含めて企業はたくさんあるわけで、それがどうしてここなのかというところだと思いますが、今回寄附をスタートとしてつながりができたこの企業さんにつきましては、資本金が 375 億円規模、それから売上高でいくと連結で 3,500 億円で、広告代理店業としては日本で3番目ということで、なかなかこういう企業さんと、単純に営業でお願いに行って何かすぐつながりができるものなのかというと、そうではないのだらうと考えるところがございます、今回の寄附をいただいたことによってそこからつながるということの一つの我々としての大きなきっかけにしたいということが最大の最初の発想であるということでお考えいただきたいということ。それから、この企業さんについては今後もこういうパイプができることによる程度、平たく言うと親しくお話していける状況ができ上がりそうだというようなところがありますので、今回の報奨旅行にもつなげていただくということを皮切りに深いおつき合いをできるようになればということが目標、目的でございます。

以上です。

○議長（高橋 守君） 前原課長。

○商工観光課長（前原功治君） 排水の検査でございますが、開始当初に測定をさせていただきました、その後毎年それをはかって放出をしているということではございません。

○議長（高橋 守君） 竹内議員。

○5番（竹内正貴君） さっきおかしなの入ったものだから、ほかに質問するところあったのにするのを忘れていました。

2点ほどありまして、1点目が幼児センターの関係であります。19 ページの幼児センター費、賃金として臨時職員の臨時保育士等賃金ということで 206 万 4,000 円ということで、育児休業職員の期間延長というお話で説明されたのですが、今大体普通妊娠されて出産までの間1年間休みとって、大体の人は1年間はその後育児休業という形でやっていると思うのですが、なぜこの人はこれとっていなかったのかということが私ちょっと疑問だったのです。当然こういうところで補正出てくるということは、賃金的にもある程度金額見てあげないと臨時で来る人が大変だろうと思うので、そういう面でその辺が最初から読めなかったのかどうなのかというのをちょっと聞きたいというのが1点です。

それから、2点目につきましては、21 ページになりまして、土木復旧工事費で 554 万 1,000 円ということとで、藤山西通につきましては何年かに1回か、下手すると毎年春先には工事するということが多い土地ですよ。今回 550 万何がしのお金をかけるということで、あと大丈夫なのという感覚。来年度の予算に向けて今からその辺をきちっと計算ずくで向かっていく前の補助の段階での金額だというふうにとるべきなのか、その辺の2点をひとつよろしくお願いします。

○議長(高橋 守君) 酒井センター長。

○幼児センター長(酒井葉子君) 臨時保育士についての質問なのですが、前年度の2月から産休に入っていました。それで、4月から本当は復帰をする予定ではあったのですが、3月ぎりぎりになりましてもう一年延長したいということの申し出がありましたので、ぎりぎりになったの補正ということになりました。

○議長(高橋 守君) 教育長。

○教育長(菊地 博君) 私からもちっと補足をいたしますけれども、今センター長言われたとおり当初はこの4月から復帰を予定していたのですが、その前に実は出産後体調がまだ万全ではないというあたりでセンター長や私のほうで面談をしまして、あとは本人が決めることでありますので、家庭の中でもよく相談した上で判断をしましょうということで、最終的には体調をしっかりと整えるということで延長が申し出されたということで、急遽であったのですが、引き続き休むことになったということでもありますので、よろしくお願いします。

○議長(高橋 守君) 黒瀧課長。

○建設課長(黒瀧敏雄君) 今の竹内議員の質問にお答えしたいと思います。

根本的にもしこの道路を今回直すとなると、億単位のお金が出てくと思います。まず、きちっとした排水関係の処理をすると、トラフをちゃんと入れた形で、またアスファルト舗装するという形になると思います。ただ、実際にあそこの土地については分譲されておりまして、原野商法による部分があったり、いろんな部分で道路の幅を実際に拡幅してやらなければならないということもあったり、用地買収も当然伴ってくることだし、いろんなことを考えるとかなり難しいと考えております。ただ、このままずっとああいいう状態でいいのかというのは確かにおっしゃるとおりなので、どこか何か違う方法で、例えば部分的な排水処理の仕方とかいろんなことは検討していかないといけないというふうには思っています。このたびはこういう形で起きたのですが、確かに今回の災害の基準からいうと雨量的には全く問題ない雨量なのです。ただ、こういう現状になるというのは、砂利道でありまして、もともと雷のジグザグのような形で排水がいろんなところに流れてしまっているというのは確かに現状あるので、何かいい方

法については今後いろんな部分で検討していきたいというふうに思っていますので、当分は維持管理のほうに努めたいと思っています。

以上です。

○議長(高橋 守君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号 平成28年度二セコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第10号

○議長(高橋 守君) 日程第18、議案第10号 平成28年度二セコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 10 号 平成 28 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 決議案第 2 号

○議長(高橋 守君) 日程第 19、決議案第 2 号 2026 年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の札幌招致に関する応援決議の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

青羽雄士君。

○3番(青羽雄士君) 決議案第 2 号は、私青羽が提出者となり、各総務常任委員が賛成者となって、2026 年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の札幌招致をニセコ町として応援するため議会に提案するものです。

それでは、決議案の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。

2026 年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の札幌招致に関する応援決議。

オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界の人々の相互理解と友好親善を推進し、世界の平和と発展に大きく貢献する世界最大のスポーツ・文化の祭典である。

現在、札幌市を中心に 2026 年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の札幌招致に向けた取り組みが進められている。ニセコ地域は、アルペンスキーの競技会場として計画されていることから、実現すれば一層大会を身近に体感することができる。また、北海道を舞台に世界のトップアスリートが力とわざを競い合う姿は未来を担う子どもたちにも夢と希望を与え、健やかな成長を促すことにつながるとともに、さらなる国際交流の促進や地域への経済効果が期待され、国際的観光地として一層の発展の好機となるものとする。

よって、ニセコ町議会は 2026 年冬季オリンピック・パラリンピック協議大会の札幌招致の実現に向け、その活動を応援するものである。

以上、決議する。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより決議案第2号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより決議案第2号 2026 年冬季オリンピック・パラリンピック競技大会の札幌招致に関する応援決議の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第11号

○議長(高橋 守君) 日程第 20、議案第 11 号 平成 28 年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第 20、議案第 11 号 平成 28 年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

別冊でお配りしております一般会計補正予算の追加と書かれた部分の議案をご用意お願いいたします。議案第 11 号 平成 28 年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成 28 年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,087 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 1,013 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 6 月 23 日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入が 3 ページ、歳出を 4 ページに載せてございます。

5 ページをごらんください。歳入歳出補正予算の事項別明細書、総括の歳入を載せてございます。

6 ページをごらんください。今回の補正額、合計欄で補正額 1,087 万 3,000 円の財源につきましては、国、道支出金で 1,048 万 4,000 円、一般財源で 38 万 9,000 円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。9 ページをお開きください。9 ページ、6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費では、産地パワーアップ事業補助で 1,048 万 4,000 円、本補助金につきましては地域の営農戦略として、産地パワーアップ計画に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物栽培体系への転換を図るための取り組みを対象として総合的に支援するために国が平成 27 年度補正予算で予算を確保し、本年度実施をする補助事業でございます。3 月より本年度の計画の策定を取り進め、6 月 8 日付でニンジンの事業に対し計画の承認と補助内示があったことから、JA ようていのニンジン部会ニセコ支部 17 名がニンジンに作付転換を行うことによりまして、反収の売り上げ 10% 向上を目標とし、ニンジン収穫機 2 台の導入によりニンジンの作付面積 17.7 ヘクタールから 33 ヘクタールになる見込みとなっております。補助額では、ニンジンの収穫機のリースに対する補助でございまして、税抜きの取得価格 2 分の 1 以内で、1 台 1,132 万 4,000 円の約 2 分の 1 の 2 台分の補正額となっております。間接補助として町会計を介し事業者へ交付するため、歳入歳出同額の計上となっております。

続きまして、10 ページになります。10 款教育費、4 項高等学校費、3 目教育振興費では、全国高等学校定時制通信制各種大会出場経費補助 38 万 9,000 円でございます。6 月 18 日から 19 日に行われ

ました全道大会において卓球女子団体が3位となりまして、8月上旬に東京都で開催される全国大会出場が決定したことによる大会参加補助要綱に基づく生徒、1年生3名と引率教諭1名分の参加経費の補正計上でございます。なお、引率教諭については、北海道から旅費が別途手当てされますが、敗退の翌日から大会に係る費用は町費負担となります。

続きまして、歳入について7ページをお開きください。7ページ、歳入、15 款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金の産地パワーアップ事業補助金では、先ほど歳出で説明をさせていただきました平成 27 年度の国の補正予算により間接補助事業として実施されることとなりました産地パワーアップ事業についてニンジン事業に対し計画の承認と補助内示があったことから、1,048 万 4,000 円の補正計上でございます。

8ページ、19 款1項1目繰越金、1節前年度繰越金において、歳入歳出予算の収支均衡を図るため 38 万 9,000 円の計上でございます。

議案第 11 号の説明は以上でございます。

なお、本補正予算に係る各会計総括表及び一般会計の歳入歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊でお配りしております補正予算資料のナンバースリー、ナンバー3のほうをごらんいただきたいというふうに思います。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第 11 号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 11 号 平成 28 年度二セコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議員派遣の件について

○議長(高橋 守君) 日程第 21、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。別紙記載のとおり、町の財源確保と産業振興についての視察研修が開催されますので、これに出席することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては出席することに決しました。

◎日程第22 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(高橋 守君) 日程第 22、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第 74 条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時07分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（高橋 守君） 先ほど青羽議員から、意見案第2号 介護報酬の再改定を求める意見書の件、意見案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件、意見案第4号 JR函館本線における運行ダイヤの是正を求める意見書の件、意見案第5号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件、意見案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2017年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件5件が提出されました。

この際、これら5件を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

まず、意見案第2号について日程に追加し、追加日程第23として議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

次に、意見案第3号について日程に追加し、追加日程第24として議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

次に、意見案第4号について日程に追加し、追加日程第25として議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第4号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

次に、意見案第5号について日程に追加し、追加日程第26として議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第5号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

次に、意見案第6号について日程に追加し、追加日程第27として議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第6号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第23 意見案第2号から日程第27 意見案第6号

○議長(高橋 守君) 日程第 23、意見案第2号 介護報酬の再改定を求める意見書の件から日程第 27、意見案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2017 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件まで5件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

青羽雄士君。

○3番(青羽雄士君) それでは、私青羽が提出者となり、各総務常任委員が賛成者となってそれぞれの陳情に関連のあります内閣総理大臣初め各関係大臣や北海道旅客鉄道株式会社、北海道教育長などに対してそれぞれ地方自治法第 99 条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。簡単に要約したものでまとめさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願いします。

意見案第2号 介護報酬の再改定を求める意見書。

平成 27 年4月より実施された介護報酬は、大幅なマイナス改定で、多くの事業の継続が困難になるほどの下げ幅となっている。また、介護現場には多様な職種の人員が働いており、介護職場全体のバランスのとれた処遇改善には介護報酬自体の引き上げが必要だ。誰もが安心して利用できる介護制度の実現を基本にした介護報酬の見直しが早期に必要であることから、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書。

子育て事業を初め、医療や人口減少対策など、自治体は多くの行政課題に取り組んでいる。仕事がつまっているのに、国は自治体の歳出削減を強いるような財政対応が続いている。国が責任を持って財源対応を考えるように求める必要があることから、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見案第4号 JR函館本線における運行ダイヤの是正を求める意見書。

本年3月 26 日のダイヤ改正により、住民や観光客を含め、ニセコ駅の利用客数の減少が見られる。このまま続けば、観光地ニセコにとって痛手は大きい。倶知安駅において増加した停車時間の短縮を

図ること、ニセコエリアにおける鉄道利用の観光振興についてJR北海道と地域とが継続的に協議できる場を設定することを求める必要があることから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見案第5号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。

道教委による新たな高校教育に関する指針は、広大な北海道の実態に合わないので、見直すこと。公立高校配置計画は、地域の意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないことなどを求める必要があることから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2017年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2017年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた措置を求める必要があることから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第2号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第2号 介護報酬の再改定を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより意見案第3号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより意見案第4号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第4号 JR函館本線における運行ダイヤの是正を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより意見案第5号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第5号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより意見案第6号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2017年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 守君) 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて平成28年第5回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長	高 橋	守 (自署)
署 名 議 員	三 谷	典 久(自署)
署 名 議 員	篠 原	正 男(自署)